

第三 商工 關係

(一) 普通問來信  
 (1) 絹布の解除の件 AG 1111 JUN 26 ESS / IE  
 (2) 進駐軍用住宅建設の爲めの浴場用カーテン製造用として九〇〇〇〇〇平方ヤードの絹布解除指示  
 (3) 保管中の施設の處分に關する件 六月二十二日附 AG 5041 MG

(二) 東京財務局より東京地方に於ける賠償指定軍工廠の使用者豫定表を第八軍に提出したの對し第八軍より左の通牒あり  
 (1) 使用者の決定は八軍の爾前の許可を要すること  
 (2) 申請者は擔當軍政中隊に提出すべきこと

(三) 右に對する回答は國有財産部に於て調製中である  
 (四) 絹の解除の件 AG 1111 JUN 26 ESS / IE  
 (五) 福井縣武生町北陸銀行武生支店所有在庫の白生糸(規格A級)二一デニールを丸高紡績に於て繰繰羽二重八〇〇巻を作成させるため軍酒保中央購買事務所に對し解除する  
 (六) 舊第二東京陸軍造兵廠多摩製造所所在排水ポンプ借用申請の件(六月二十四日附第三十二軍政中隊來信)

0327

本年六月十日附 GLO 第一四七號によつて江戸川區長より同區低地排水用としてポンプ一時借用申請したの對し實地検査の結果(一)所要の五十五ケのポンプを動かすのにモーターは僅か五ヶ有するのみで實用困難な事と(二)之等のモーターは賠償の對象となりあるに鑑み再考され度いと回答して來たのである。

(五) 絹布の解除の件 AG 1111 JUN 26 ESS / SC  
 (六) 浴場用絹カーテン材料解除の件  
 (七) 調製要求 KN GO 1111 JUN 26 ESS / SC  
 (八) 生糸の解除の件 AG 1111 JUN 26 ESS / IE  
 (九) 舊兵舎の内務省へ解放の件  
 (十) 調製要求 KN GO 1111 JUN 26 ESS / SC  
 (十一) 浴場用絹カーテン材料解除の件  
 (十二) 調製要求 KN GO 1111 JUN 26 ESS / SC  
 (十三) 生糸の解除の件 AG 1111 JUN 26 ESS / IE  
 (十四) 舊兵舎の内務省へ解放の件

0228

(5) 指令第三號第二項(2)に注意する事  
 (6) 絹布の解除の件 A G E E (二七) JUN 四六 (ESSS/IE)  
 (7) 調製要求書 K Y G I (一一) JUN 四六 (ESSS/IE)  
 (8) 衣服用絹布の解除を指示せるもの I G H Q I 六九一號に基き  
 (9) 生糸の解除の件 A G E E (二七) JUN 四六 (ESSS/IE)  
 (10) S G A P I N (一七) JUN 四六 (ESSS/IE)  
 (11) 酒井カフヤ織物株式會社舟津工場所有の生糸二七五個が軍  
 中央購買事務所に對し解除方指示せるもの  
 (12) 工業用火薬製造に關する件  
 A G E E (一七) JUN 四六 (ESSS/IN) S C A  
 P I N I O E E (二七) JUN 四六 (ESSS/IN) S C A  
 六月十一日附 G L O 第二八一六 (E C I) 號を以つて本年  
 七月一日以降十五月廿日迄の火薬使用に關し申請したの對  
 し工業用掃帚用、狩獵用、鐵道並に航海信號用として夫々許可して  
 來た

(6) 六月二十八日附第三三軍政中隊來信  
 本年四月十七日附 G L O 第八八 (P P) 號によつて戰災者  
 復興農場で利用するたぬに深川區葛葉町一〇番地の舊兵舍拂  
 下げを申請したのに對し許可し來つたものである  
 (7) 皮革の解除の件  
 A G E E (二六) JUN 四六 (ESSS/IN) S C A P I N  
 一五六一 (A)  
 (8) 大阪保税倉庫に保管中の皮革解除に關する五月三十日附 G  
 L O 第三六二號申請に對し左記を同答して來た  
 (1) 右申請書に記載の皮革は國內消費として解除する事  
 (2) 尙 G L O 第十四號第五編記載の皮革の内五〇〇〇屯も同  
 様國內消費用として解除する事  
 (3) 日本政府は S G A P I N (一三) JUL 一六 (ESSS/IN) S C A に基き左記を G H  
 Q に提出するを要す  
 (4) 本指令受領後十日以内に種々の工業用及消費者用に對  
 する本年六月以降工業用及び消費者用別に本皮革の實際の  
 消費を示した月報  
 (5) 日本政府の責任擔當者と經濟科學局との間に直接の連絡  
 が許される

六月二十七日附C.L.O. 三二一四七  
石炭の生産報告の件  
内容左の通  
本句と前句との比

前	六月中旬	生産量	貯炭量	就業労働者数	稼働平均日数
	五七〇六	一〇七九二	二七〇〇九	一〇九八七	八九日
	五一八九	一〇九八七	二六六三四	一〇九八七	八日

註。右表の様就業労働者数約三千名。稼働日数に於て○の九日の増加は本句出炭量を前句に比べ約五萬二千噸増産の結果を齎した。  
六月二十八日附C.L.O. 三二一六八  
石油製品に關する月報の件  
五月分石油製品月報を提出。内容左の通  
(山) 前月との貯炭比較

四月	五月	揮發油	燈油	輕油	重油	燃料油	機械油	計
二五七九	二五七九	一五三七	四五二二	一六三六一	一四七	五九三	三三七一	一四
一四五五	一四五五	一七〇九	五八六七	二六三四	五五五	六〇〇	三三〇二	六一

普通週間往信  
(一) 六月二十四日附C.L.O. 三〇九四  
羊毛消費数量報告に關する件  
五月分羊毛消費量に關する件  
月終在庫量  
五月分消費量  
月末在庫量

五月分消費量	一五七〇九
月末在庫量	六、一一二
五月分消費量	一五、三九七

(二) 六月二十六日附C.L.O. 三二一四〇  
絹糸の解除に關する件  
輸出用絹糸解除の件  
日本輸出用絹糸解除の件  
六月二十六日附C.L.O. 三二一四一  
生糸の解除に關する件  
輸出用生糸の解除の件  
見本製作のため日本輸入絹織物協  
會より生糸二六一俵の解除の要請がなされたから解除申請した  
六月二十四日附C.L.O. 三〇九三  
肥料半月報に關する件  
五月十七日附書A〇四六四六肥料の生産、貯給及使用に  
關する件に於て六月一日より十五日間の肥料の生産報告書を  
提出した





第三 商工関係

一 普通問來信  
 (一) 工業所有權戰時特例廢止の件、六月二十九日附 A 三八六 E  
 (二) 六月七日附 C L O 第二七六一號を以つて本法廢止に関する  
 法律案を提出したる處、議決を旨申越した。  
 (三) 印刷局の谷工場操縦のため土地運物使用に關する許可申請  
 の件、七月三日附 A G O 第一八六號による許可申請は M G に  
 提出すべきものとして第八軍司令部より返却して來た  
 (四) 舊陸軍第八校砲研究所の電子顯微鏡及補助施設の内務等へ解  
 除の件、七月三日附 A G O 第一三〇三號を以て申請した金屬材  
 料研究所の研究目的のため許可はするが將來發せらるる處  
 置に關して解除は一時的である旨申し來る。

0235

二 普通問往信

(一) 七月一日附 C L O 三二〇一  
 航空機工場、工廠、研究所に對する地方軍政部隊による管  
 理保全に關する件  
 地方軍政部隊より直接工場等に對し管理保全を命じたもの  
 に付ては日本政府は正式に指令による指示をなしたため其の費  
 用資材等を日本政府の負擔とすることか出來ない事情から地  
 方部隊による直接工場に對する管理保全の指示ありたる際は  
 速かに中央よりも日本政府宛指令を發するやう處置せられ度  
 き旨要請す  
 (二) 七月一日附 C L O 三二〇一  
 聯合軍より返還された舊陸海軍の資材補給品及裝備品の償  
 却より生じた資金報告の件  
 六月一日現在集計したものを報告した  
 (三) 七月二日附 C L O 三二一九  
 全國合計は一〇三、四九二、〇九九三三である  
 (四) 七月二十八日附賠償リスト訂正表申入れの件  
 五月二十八日附賠償リスト訂正表申入れの件  
 (五) 七月三日附 C L O 三二五四  
 ついて誤記、脱落、不明等の訂正表を提出した

0236

六月中の出炭成績  
 食糧不安と生産意欲の稀薄との爲本月生産計畫百七十萬  
 産の九割四分の百六十萬四千噸の月産で特に九州地方が減  
 の生産量は五月の五噸三分八厘から急激に五噸と下廻つて  
 終つた

出炭量	貯炭量	就業労働者数	全日平均
六月中旬 五七〇六噸	一〇七六二噸	二七〇〇九一名	八八日
六月下旬 一五〇〇噸	一〇六三一噸	二六六三九七名	八〇日

(八) 七月一日附C.L.O. NO. 三二七二  
 六月第三旬石炭生産報告に關する件  
 就業労働者數に於ても約三千七百の減少は出炭量に於て六  
 萬五千六百噸の減少を呈す

(七) 七月五日附C.L.O. NO. 三二六五  
 秋田縣所在支那羊毛に關する件  
 五月一日附にて調査指示のあつた秋田縣所在支那羊毛は昭  
 和十二年七月七日以前に陸軍省が支那より輸入し陸軍製絨廠  
 の所有してゐたもので終戦後東北振興鐵維工業株式會社に拂  
 下けたものであり數量は一〇九〇〇〇噸である

掃海艇用五月分引渡機油報告の件  
 五月中に於ける掃海艇用機油引渡數量を報告した  
 内譯 大 三三二噸  
 計 九〇四噸

七月三日附C.L.O. NO. 三二五六  
 五月二十八日附賠償リスト訂正表添付に關する件  
 五月二十八日附賠償リストに關し航空機工場につい  
 ての訂正表を提出した  
 七月三日附C.L.O. NO. 三二五九  
 日本製セメントの品質改良に關する件  
 五月十三日附覺書A.G. 四一一C.E.I.G. に關するセメントの  
 品質改良に關し日本政府の採るべき措置について報告した



案又は特記事項  
 司令官部経済科學部に於ける生糸、絹の凍結並に解除に關する等  
 項は從來輸入課織維班（主任班トレンス氏）が主管し居り  
 たる處敷日前より繰て工業課織維班に移管せられテイト少佐  
 之を管掌することとなり  
 尙右に關し國內一般工業用生糸、絹に付ては個々の申請  
 は司令官部として受理せず商工省織維局宛一括解除せる内より  
 國內的用途により割當すべく従つて爰に〇五〇より提出あり  
 たる漁業用途系用申請ハ五月二十二日附〇五〇底二四八四號  
 五月三十日附〇五〇底二六二九號を以て申請せる被災者、引  
 揚者用織維帳帳成品の解除申請は工業課織維班として大體異  
 議なきも配給價格の點に於てブライスコントロール課ミラ  
 氏の了解を得るに及ばず、同氏を往訪したる處生産者原價  
 が中央統制會、地配入るときの價格が非常に高價なる中  
 最終買受者の手に入るときの價格が非常に高價なる中  
 困難なる戦災者の引揚者配給するに於ては、購入不  
 可能となる体のもなり、商工省側は前記のルートを  
 せざるに於ては大量に横流しする危険大なりとして之に依  
 るを固執し自分は非常に失禮せり、斯く危険ありとせば生産者

0240

(九) 七月五日附CLO NO 三二八一  
 皮革の解除に關する件  
 六月二十六日附AC 四二三E S I I N 覺書により解除さ  
 れた皮革の割當計畫書を提出した  
 (十) 賠償に關する申請書を提出したもの  
 イ、七月一日附CLO NO 一九三沼津海軍工廠施設の轉換使用  
 並に賠償リストより除外申請の件  
 ロ、七月一日附CLO NO 一九二東京第二陸軍造兵廠板橋製  
 造所の施設一部を賠償撤去迄一時使用方申請の件  
 ハ、七月一日附CLO NO 一九五  
 ニ、日本樂器製造本社工場を賠償リストより除外申請の件  
 横須賀海軍工廠深澤分工場を賠償リストより除外申請の件

0239

RE'-0005

0125

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

たる石川縣及福井縣織物統制組合をして配給計畫並執行案を  
 委託樹立せしめ其の立案を商工省側に呈示せしめ配給實施の  
 都度許可を求めむるか或は衣料切符制に依る配給方法に準ずる  
 違反方を保つるか他に良案を樹て額給は飽くまで生産者價格  
 の低水準を保持する如く處置せしむることを望むとの説明あ  
 り右は既に工業課に於てブラコントール課へも司令部の主  
 部門たる工業課に於て工業課に於て工業課に於て工業課に於  
 との了解を與へ居るに鑑み單に配給値段の點に於て行詰り時  
 機を失すれば感心出來ざるに付織物局絹毛課に對し至急最後  
 的決定方傳言申入れ置きたり  
 絹凍結違反事件に對する司令部より警告の件  
 七月五日日経新聞に對する司令部より呼出しあり商工省織物局長  
 絹毛課長、農林省絹糸局長、内務省警保局山本事務官等出頭  
 司令部側にはマ元郎顧問、マダニエ、岡氏附ヘツカイソン少  
 佐江業課、テト少佐法律部、ロバニア、同氏附ヘツカイソン少  
 類發に付注意なる最後の注意あり日本政府に於ける處置不充  
 分なるときは日経新聞に對しては事の重大なるに鑑み各省急ぎ處置方打  
 入あり日本側として事重大なるに鑑み各省急ぎ處置方打  
 合中なり

0241

當週 第三、商工關係  
 (一) 絹地の解除、AG四二三(六) JUL四六(一) ESSS/TD(S)  
 C A P I N 一六五九一A  
 京都西陣織元三株式會社所有の絹カイデン材料一五四ヤ  
 一、及び細ビロイド三〇ヤードを七月十五日迄に東京英國大  
 使館會計係ワッツ氏に引渡方指令せるもの  
 口 漁網製作用生糸の使用申請の件  
 一、A Q 四二三(一六) JUL四六(一) ESSS/IE(SC) APIN  
 五月十日附C L O 二二三號漁網製作用生糸の使用申請の  
 件及び五月二十二日附C L O 二四八號生糸解除申請の件に  
 よつて申請されたる要求を拒否し、製網に一九四六年度産業計  
 によるべきもので個々の申請は認めない旨通告して來た  
 (目) 漁船に對する聴音器及其の他施設整備申請の件  
 A P I N 一六六四一A(本年六月十九日附C L O 二九六九號  
 を以て漁船に聴音器及總の方向測知器を裝備する事を申請  
 せるに對し之を拒否し來れるもの

0242

RE'-0005

0125

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(H) 生糸の解除  
て拒否し来たつた  
NAG 四二二二 (一〇 JUL 四六) ESS / TD (SGAPI  
N 一六八二一 A) 六月一日附 CLO 第二六六五號、工業用生  
糸解除申請の件で要求された總量、一八萬八千ポンドの生糸  
を解除し尙左記の事項を要求した  
(1) 此の解除は商工省纖維局要求額の二割五分であるが纖維局  
は製造される材料の完全なる構造を示す工業予定表及予定  
表で必要とする数量を立證する見本を附し再提出する事  
(2) 已に製作済みの餘用切地及び他の用途の爲めに解除された  
分は右の許可量より差引く事  
(3) 纖維局は前月に割當てた解除の絹の處置に關する報告を G  
HQ 宛毎月十五日迄提出の事  
(A) 用語統一の件 (AG 四六三、七、一〇 JUL 四六) GD (一  
S CPI N 一六八八 I A) 石油製品に關し司令部の報告書  
に今後メリトル法を使用しないて今後容積、重量共一般に  
認められてある英國の單位を用ふる事を通知し来たものであ  
るがメリトル法の使用繼續を希望するならば石油工業及び日  
本政府の内部の書狀に繼續使用して差支へない旨附言あつ

0244

(四) 日産化學和歌山工場の素肥料生産に轉換許可申請の件 AC  
〇九五 (8 JUL 四六) ESS / IN (SCAPI N 一〇五  
五) 本年六月十三日附 CLO 二八五〇號によつて日産化學和  
歌山工場の素肥料生産に轉換許可申請したの對し同工  
場設備の一部を AG 四六四、六 (一七 MAY 四六) ESS  
/ IN (SCAPI N 九六二) 覺書の一項 (四) に示した素肥料  
料生産設備中に加へる旨通告し来たものである  
(五) 日本肥料株式會社 四日市工場の一部を素肥料の生産に使用  
申請の件  
AG 〇九五 (八 JUL 四六) ESS / IN (SCAPI N  
一六六七 I A)  
CLO 二九九五號を以つて首題の件申請せるに對し AG 四  
六四、六 (二二 JUN 四六) ESS / IN (SCAPI N 一  
〇二一) 覺書の二項 (四) 及び (四) により許可されおる旨通知し來  
つたものである  
(六) 第二東京造兵廠多摩製作所を賠償リストより除外申請の件  
本年七月十日附 APO 一八一  
CLO 一五六號實信を以て申請せる首題の件に對し生  
用火薬は GHQ IAF PAC に上つて與へられており本設備  
を現在の割當を得る爲の生産設備に含める必要を認めない

0243



七月二日附テックシートにて要求あつた鈴木ツネヲ及セザ  
 (イ) マルファミアの住所を通知す  
 (ロ) 手工業用生糸の解除の件七月十日附CLO 第三五五二  
 昭和二十一年度及二十二年度上半期に於ける手工業用生糸  
 一三三二七〇封皮生糸の解除を申請せるもの  
 (ハ) 横須賀海軍工廠深澤分工場を賠償リストより除外申請書を神  
 奈川軍政中隊に提出したので篇を第八軍司令部へ提出した七  
 月十日附CLO 第三五二一  
 (ニ) 肥料に關する六月前半年分報告書提出の件七月十日附CLO  
 第三三七六  
 (ホ) 輸出向用高級絹織物試験用生糸解除申請の件七月十一日附C  
 LO 第三四〇二  
 標記の件に關する桐生織維輸出振興組合よりの申請特別  
 配慮方與請す  
 (ヘ) 民間航空機戦研所を賠償リストより除外方申請の件七月十二  
 日附CLO 第三三三  
 (ニ) 第三二軍政中隊及寫第八軍司令部宛提出す  
 (イ) 日産重工業吉原工場地圖送附の件  
 第三十軍政中隊一名古屋(七月十二日附CLO 第三二一四)  
 (ロ) 横須賀海軍基地より資材の移動に關する件

0247

七月二日附テックシートにて要求あつた鈴木ツネヲ及セザ  
 (イ) マルファミアの住所を通知す  
 (ロ) 手工業用生糸の解除の件七月十日附CLO 第三五五二  
 昭和二十一年度及二十二年度上半期に於ける手工業用生糸  
 一三三二七〇封皮生糸の解除を申請せるもの  
 (ハ) 横須賀海軍工廠深澤分工場を賠償リストより除外申請書を神  
 奈川軍政中隊に提出したので篇を第八軍司令部へ提出した七  
 月十日附CLO 第三五二一  
 (ニ) 肥料に關する六月前半年分報告書提出の件七月十日附CLO  
 第三三七六  
 (ホ) 輸出向用高級絹織物試験用生糸解除申請の件七月十一日附C  
 LO 第三四〇二  
 標記の件に關する桐生織維輸出振興組合よりの申請特別  
 配慮方與請す  
 (ヘ) 民間航空機戦研所を賠償リストより除外方申請の件七月十二  
 日附CLO 第三三三  
 (ニ) 第三二軍政中隊及寫第八軍司令部宛提出す  
 (イ) 日産重工業吉原工場地圖送附の件  
 第三十軍政中隊一名古屋(七月十二日附CLO 第三二一四)  
 (ロ) 横須賀海軍基地より資材の移動に關する件

0248

RE'-0005

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

懸案

(一) 網案、又は特記事項  
本件一前號参照の重要なる性質に鑑み七月九日商工、農林、内務、司法、及終連の關係官並に本件實施に關する左の如き協議を爲したり

- (1) 本件取締に關する事項を商工、農林、内務、三省次官並に各地方廳に通知すること
- (2) 更之が内容の詳細取締方針を警保局長より地方廳に通達すること
- (3) 商工、農林、兩省より關係業者に其の趣旨を徹底せしむる措置を講ず
- (4) 右の措置を講ずる外本件の實施を確保する爲左の事項を爲す
- (5) 未甲告の供出せしむる爲一定期間(一ヶ月)中に自便的に出せしむること
- (6) 右の六月十一日勅令第三一號との關係もあり
- (7) 右の地方郡縣に連絡する様態を調査し
- (8) 商品の販賣を爲さざる様業者に注意するも

0249

除に趣旨を徹底せしめられたし  
十二日右關係資料を待参し小野經濟部長以下二名

十六日再會見することとしそれ連部内と相談し置くこと

十六日更に三次官通及警保局長並に門を閉するに同氏は

少佐と打合の上右措置を夫々承認する旨の言明ありたり

七月十日五日、アンテイ、トリス、ト少佐、ト

を民間會社に許す場合は使用者が製會社たるか否とにか

加解を一式に許す可き事を出す前にアンテイ、トラス、ト

0250



第三 商工關係

(一) 當通商來信 日本經濟團體の戦時中の活動に關する報告書提出の件

報告事項 七月三日附の報告書

(二) この團體によつて着手された調査の題目表

(三) 一九三六年から一九四六年の間にこの機關がなした活動の

(四) 詳細な報告書

(五) 日本の特許、商標、意匠、商標の列

(六) 日本國民以外の名前で登録された左記事項を記載した

(七) 完全なる英文題名及び住所

(八) 所有者の氏名、住所

(九) 等録の氏名、住所

(十) 所有者の氏名、住所

(十一) 取用されたものは其の日附及び埋田

0251

0252

(四) 首種の特許等が指令第三號第八項の規定によつて調査

(五) 日本電氣株式會社に提出された

(六) 日本電氣株式會社に提出された

(七) 日本電氣株式會社に提出された

(八) 日本電氣株式會社に提出された

(九) 日本電氣株式會社に提出された

(十) 日本電氣株式會社に提出された

(十一) 日本電氣株式會社に提出された

(十二) 日本電氣株式會社に提出された

(十三) 日本電氣株式會社に提出された

(十四) 日本電氣株式會社に提出された



(内) 今年度捕鯨及び狩獵用無煙火薬並に附屬品の製造の件  
 PA 四七一八六(一七J) 四六(ESS) I (SCA)  
 可首題の件に付き四月二十七日附C 二〇〇〇號を以て許  
 (七) 絹布解除申請の件  
 A 四二二(一七J) 四六(ESS) (SCA, PI)  
 六月廿四日附C 三〇六六號を以て絹布解除申請したの  
 (八) 生糸の解除の件  
 A 四二二(一八J) 四六(ESS) (SCA, PI)  
 百貨店京都支店へ(一) 調書要求 四六(ESS) (SCA, PI)  
 (二) 絹糸の解除の件  
 A 四二二(一八J) 四六(ESS) (SCA, PI)  
 (九) 解除及草の經營計畫の件  
 A 四二二(一八J) 四六(ESS) (SCA, PI)  
 七月十日附C KyCoCoA 五一四

0254

本年五月十七日附C L〇一〇七號申請に對し日本側の耕作  
 箇所が射撃演習上危険なることを通知し危険性なき所へ變更  
 を勸奨して來たもの

0253



福山廣和兵大京長福勝岐山神東福百  
 計 歌 奈  
 向口島山葦坂部野井岡草樂川京島城

五〇三	五八三	一四九	
二〇一	二九〇	六〇八	一八五
八〇〇	一〇〇	七〇	七五〇
五〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇
(米)	一七二		
四六〇	五〇〇	八二一	二〇〇
(米)	六		
七三	五八三	二七〇	
五〇一	二九〇	六〇三	一八五
五〇〇	一〇〇	七〇	七五〇
八〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇
(米)	五		
四八	八〇〇	〇〇	〇〇
(米)	八		
五〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇
(米)	八		
五〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇
(米)	八		

0258

沿岸に於ける海賊捕獲船十一隻に對し各々獵銃二挺、火藥五  
 〇封度以内の傍行を許可す。 (A) G 四二二三四五六七八九十  
 一、絹織物放出の件  
 五月二十四日附C、L、O 第二五一七號海關の行を以て申  
 請せる養蠶農家に對する増産の奨励用絹織物の高反の放  
 出を許可す。 (A) G 四二二三四五六七八九十  
 七月十二日 A. U. R. E. S. S. (P. C.) S. C. A. P. 四七〇一  
 一食糧不足地域に對する輸入食糧配給申請に關する件  
 七月六日附C、L、O 第三三〇一號海關申請に關する件  
 許可指合、但し前方の申請中小麥及小麥粉五〇セ一五セは五  
 〇二八五用にてせられた、之は粉蔵用湖原料として申請せる  
 右の電は非該輸入の手當なるによる。 (A) G 四二二三四五六七八九十  
 岩手 北海道 小麥、小麥粉 輸入食糧配給申請書の通り (A) G 四二二三四五六七八九十

0257





週報 第四報 農林關係

(一) 當週間來信 七月十六日附△G四一。G D - S O A P I N - 一七四〇一

(二) 朝鮮へ木材引渡の件  
二百萬ポンドフイートの木材を函館から横濱へ移送しおくこと。

(三) 七月十七日附△G四二三。G D - S O A P I N - 一七五五二

(四) 絹織物放出申請の件  
六月二十四日附△G三〇六。六號を以てせる製糸工場に對する褒賞用織物放出の爲の標記の申請に對する拒否。

(五) 七月十八日附△G四二三。G D - S O A P I N - 一七六一一

(六) 生糸放出の件  
英占領軍の肩章製造用として高島屋京都支店へ生糸一、七〇ポンドを放出すべきこと。

(七) 七月十七日附△G四七一。八六。G D - S O A P I N - 一七五八一

(八) 本年の捕鯨並に守獵用無煙火薬の製造に關する件

0262

配布先  
陸軍省、海軍省、農林省、内閣、外務省各局、部、課、大藏省、商工省、貿易廳、地方事務局、農林省、内閣

0261

RE'-0005

0135

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

四月二十七日附○五〇二、〇〇〇標記の件に關する當方の申請に對する承認。但し六月二十八日附日本政府に對するメモ一工業用爆發物の製造の件」の條項に従ふべきことを要す。

七月十八日附A.C.四三〇B.S.S./I.H.(S.O.A.P.I.N.一七六)

「食糧品の對日輸出の件」

自七月九日至七月二十二日の間に計二三、〇八九長屯を積んだ米船五隻が各指定の日本港に到着するに付き、之を受取り且つ、指令あるまで配給せずの保管すべきこと。

「綿糸放出の件」(商上關係一〇九)

七月二十一日附A.C.四〇〇P.H.(S.O.A.P.I.N.一七一五IA)

「陸海軍の保護せし食糧の應急配給の件」

日本陸海軍の保護せし食糧の應急配給の件

及ひ、陸海軍の保護せし食糧の應急配給の件

なる旨の指令

七月二十一日A.C.四三〇B.S.S./P.O.(S.O.A.P.I.N.一七九)

「不足地域に對する輸入食糧放出の件」

七月十六日附○五〇三四五三號に依る放出申請に對する許

0263

可。小麥及小麥粉四三、三〇〇應、玉蜀黍一六、四〇〇應、合五九、七〇〇應を七月下旬として不足地域に配給して可なること。

三、當週問往信

七月十六日附○五〇三四五三號

「七月下旬全國食糧不足地域に對する輸入食糧配給解除申請に關する件」

上、中旬に引續いて全國各地の食糧事情窮迫切迫の爲に、小麥及玉蜀黍合計五九、七〇〇應の放出申請。之に對しては前記の如く七月二十一日附許可指令に接す。

三、重要事項、懸案事項其他

「食糧輸入促進協議會は七月十六日及二十日の兩日開催

「食糧輸入日報は七月二十日を以て第四十二號を發行した。

附布先 郵政各課及地方事務局、外務省を局部課、大藏省、商工省、貿易廳、農林省、内閣

0264

(一) 元吳海軍工廠所在大規模建造物試驗機轉換使用の件  
 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (二) 聯合重工業用品生糸及絹製品解除申請の件  
 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (三) 第三重工業用品生糸及絹製品解除申請の件  
 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (四) 除方申請した。使用許可方連署管より申込があつたので之が  
 七月十八日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (五) 製造設備建設に關する昭和電工の硫酸アンモニア及石灰窒素  
 七月十八日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (六) 運送及石灰窒素製造設備建設に關する昭和電工の硫酸アン  
 七月十八日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (七) 工場製作所拍賣場を賠償リストより除外申請の件  
 七月十九日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (八) 工場製作所拍賣場を賠償リストより除外申請の件  
 七月十九日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。

(一) 當週間往信  
 七月十五日附給經濟第三三號仙臺事務局長宛  
 賠償指定解除申請の時期について同工場  
 多賀城海軍工廠の賠償指定解除申請の時期について同工場  
 の業務態勢が整ふのを待つて提出するを得ると考へる旨通知した。  
 (二) 七月十六日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (三) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (四) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (五) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (六) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (七) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (八) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (九) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。  
 (十) 七月十七日附の件に於し第七六四號政令宛申請書の添付した。

(三) 標記土地、建築物を内務省、大蔵省にて使用方許可申請した。  
 七月二十二日附のL第三五五八號司令部宛  
 標記製造所の土地建築物の一部を薬品製造の爲日本薬品化成  
 株式會社に於て利用使用方許可申請した。  
 司令部覺書 AG 410.2 (4 Jun 46) ESS/IN (SAPIM-136-A) 前記  
 覺書第三項に依り要求せられた覺書を送付した。

(七) 日本制動機本社工場を賠償リストより除外申請の件  
 七月十九日附のL第二四號第八重宛  
 元重伯飛行場外十二飛行場、眞習場は幾で聯合軍によつて  
 留保せられて居つたが之等地區は大部分既に開墾、耕作中の  
 ものに付てが解放方申請した。  
 (三) 七月十九日附のL第三五三二號司令部宛  
 日本人造石會社より東洋高砂川工場にて確安生産に必  
 要なるカスを送る件に就き許可申請  
 肥料の生産計畫を迅速に遂行する爲日本人造石瀧川工場  
 に於けるヨークス社の合成に必要なる混合カスを供給する爲本件  
 於てアンセニアの合成に必要なる混合カスを供給する爲本件  
 許可申請した。  
 (三) 七月二十日附のL第二二六號第一〇三重殿中隊宛  
 東京第二陸軍造兵廠宇治製造所の一部を一時使用方申請の  
 件  
 標記製造所の土地建築物の一部を薬品製造の爲日本薬品化成  
 株式會社に於て利用使用方許可申請した。  
 七月二十日附のL第二二五號第八重宛  
 元重伯飛行場外十二飛行場、眞習場は幾で聯合軍によつて  
 留保せられて居つたが之等地區は大部分既に開墾、耕作中の  
 ものに付てが解放方申請した。  
 (三) 七月十九日附のL第三五三二號司令部宛  
 日本人造石會社より東洋高砂川工場にて確安生産に必  
 要なるカスを送る件に就き許可申請  
 肥料の生産計畫を迅速に遂行する爲日本人造石瀧川工場  
 に於けるヨークス社の合成に必要なる混合カスを供給する爲本件  
 於てアンセニアの合成に必要なる混合カスを供給する爲本件  
 許可申請した。

(一) 尙日本に於ける繊維産業の地位は極めて重要であらうし日本として最も重大なる経済問題であるから、應に協議立案すべし。

(二) 右に依り、商工省に繊維産業再興委員会を設置することとなつた。七月二十三日、次官會議決定。

(三) 調査案は取敢ず、今後三ヶ年間の計畫とし、織物案を八月初旬迄提出すべし。

三懸案又は時記事項

(一) 一九四六年度繊維製品生産計畫に關する件

之が承認を受ける爲、商工省からG・H・Qに提出中であるが、右計畫は現在の世界に於ける繊維事情より見て過大に過ぎるが、故を以て、許可し難いから左記事情を勘案し、至急計畫を改訂提出するや、同答があつた。

(二) 戦勝國でも甚しい繊維設備に苦んで居る現在一人當り一〇封度の國內需要は過大であり之を適當なる數量に減少させるべきである。

(三) 如何なる數量迄、減少させるのが適當かは言明して居ないが、一人當り八一九碼を適當として居るやうである。

(四) 輸出繊維製品の生産に關しても従前の如き歐米諸國との市場競争は許されず日本の輸出し得る市場は極端に限定せられるであらう。

(五) 例へば比島の如きも今や日本の商品の市場とは考へることも不適當であらう。又其の輸出計畫は可及的に其の内容を具體的に立案すべきで、時期及品種又は副資材等に關しても適確なる見通しに依り可能な範圍内で之を爲すべきである。







(一) 當週函發信  
 (二) 吳海軍工廠大型構造物試驗機賠償リスト除外の件  
 (三) 七月九日附生糸の解除に關する件  
 (四) 七月十日附生糸の解除に關する件  
 (五) 七月十一日附生糸の解除に關する件  
 (六) 七月十二日附生糸の解除に關する件  
 (七) 七月十三日附生糸の解除に關する件  
 (八) 七月十四日附生糸の解除に關する件  
 (九) 七月十五日附生糸の解除に關する件  
 (十) 七月十六日附生糸の解除に關する件  
 (十一) 七月十七日附生糸の解除に關する件  
 (十二) 七月十八日附生糸の解除に關する件  
 (十三) 七月十九日附生糸の解除に關する件  
 (十四) 七月二十日附生糸の解除に關する件  
 (十五) 七月二十一日附生糸の解除に關する件  
 (十六) 七月二十二日附生糸の解除に關する件  
 (十七) 七月二十三日附生糸の解除に關する件  
 (十八) 七月二十四日附生糸の解除に關する件  
 (十九) 七月二十五日附生糸の解除に關する件  
 (二十) 七月二十六日附生糸の解除に關する件  
 (二十一) 七月二十七日附生糸の解除に關する件  
 (二十二) 七月二十八日附生糸の解除に關する件  
 (二十三) 七月二十九日附生糸の解除に關する件  
 (二十四) 七月三十日附生糸の解除に關する件  
 (二十五) 七月三十一日附生糸の解除に關する件

(一) 八月へ申進方依頼す  
 (二) 七月二十六日附生糸の解除に關する件  
 (三) 七月二十七日附生糸の解除に關する件  
 (四) 七月二十八日附生糸の解除に關する件  
 (五) 七月二十九日附生糸の解除に關する件  
 (六) 七月三十日附生糸の解除に關する件  
 (七) 七月三十一日附生糸の解除に關する件  
 (八) 七月一日附生糸の解除に關する件  
 (九) 七月二日附生糸の解除に關する件  
 (十) 七月三日附生糸の解除に關する件  
 (十一) 七月四日附生糸の解除に關する件  
 (十二) 七月五日附生糸の解除に關する件  
 (十三) 七月六日附生糸の解除に關する件  
 (十四) 七月七日附生糸の解除に關する件  
 (十五) 七月八日附生糸の解除に關する件  
 (十六) 七月九日附生糸の解除に關する件  
 (十七) 七月十日附生糸の解除に關する件  
 (十八) 七月十一日附生糸の解除に關する件  
 (十九) 七月十二日附生糸の解除に關する件  
 (二十) 七月十三日附生糸の解除に關する件  
 (二十一) 七月十四日附生糸の解除に關する件  
 (二十二) 七月十五日附生糸の解除に關する件  
 (二十三) 七月十六日附生糸の解除に關する件  
 (二十四) 七月十七日附生糸の解除に關する件  
 (二十五) 七月十八日附生糸の解除に關する件  
 (二十六) 七月十九日附生糸の解除に關する件  
 (二十七) 七月二十日附生糸の解除に關する件  
 (二十八) 七月二十一日附生糸の解除に關する件  
 (二十九) 七月二十二日附生糸の解除に關する件  
 (三十) 七月二十三日附生糸の解除に關する件  
 (三十一) 七月二十四日附生糸の解除に關する件  
 (三十二) 七月二十五日附生糸の解除に關する件  
 (三十三) 七月二十六日附生糸の解除に關する件  
 (三十四) 七月二十七日附生糸の解除に關する件  
 (三十五) 七月二十八日附生糸の解除に關する件  
 (三十六) 七月二十九日附生糸の解除に關する件  
 (三十七) 七月三十日附生糸の解除に關する件  
 (三十八) 七月三十一日附生糸の解除に關する件

RE'-0005

0143

懸案には特記事項

(一) 舊軍物資の割當に關する件  
 七月六日附第八軍からの指令で進駐軍設管用として特殊物件を活用すべきことを指示し、その割當をなす一元的代表擔當官及第八軍事務所への常駐連絡官を定めるべきことを要求して來たので、商工、農林、戦災復興院等協議の上左の通り定め七月二十九日同答を持参した

一 特殊物件を他の生産物資とにらみあはせ  
 第八軍倉庫向 (P D 關係) 戦災復興院倉庫 (L D 關係) 及製品メーカー (D 關係) の配分に關する割當擔當官は商工省商務局長

二 復興院倉庫に入つたものの建築請負業者に對する細分割當擔當官は復興院計費局長

三 第八軍事務所常駐連絡官は商工省特別資材部 伊東事務官

0278

(2) 七月第二旬分

七月第二旬分 七月第一旬分

出炭量	10,844 吨	10,539 吨
貯炭量	1,047 吨	1,047 吨
就業労働者	1,711 人	1,711 人
平均稼働日數	8.9 日	8.9 日

註、右の如く稼働平均日數は九と就業労働者數の八八一名の名の増加は出炭量に於て三萬一千九百噸、貯炭量に於ても二萬二千四百噸の増加を齎した、是は北海道地區に於て七千八百噸、九州地區に於て一萬四千三百噸の増産に起因するものであるが今旬稼働出炭量の五十七萬三千二百噸に比べると二萬八千噸の減少である

0277

第四 農林關係  
 一 當週問來信  
 (一) 生糸放出の件 (一) 商工關係 (一) (二) 七月二十三日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「新生糸の検査證明書の件」  
 横濱、神戸兩生糸検査所の發行する生糸検査證明書の寫を  
 二部を左記事項を明記して二日以内に經濟科學局に提出する  
 こと。  
 a. 既検査糸の肉眼再検査なりや  
 b. 新糸の完全なる肉眼及機械検査なりや  
 c. 旧糸の完全なる肉眼及機械検査なりや  
 (三) 七月二十三日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「生糸放出の件」  
 六月二十六日附C L C E-140 號申請に對して  
 十三日十五デニール、B板以下の生糸五七〇ポンド放出許  
 可の指令  
 (四) 七月二十五日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「小麥粉供給の件」

(三) 參照、七月十三日附C L O 第三四二七號一支部から輸入し  
 た袋の配給の件  
 (四) 奉ら飼料用として輸入したる袋は他に轉用を許さない。但  
 し國內製粉により至する袋を以て充當する場合は差支ない。但  
 し七月二十五日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「尚谷生糸検査所の操業の件」  
 同検査所の操業は七月一日以後は停止するものとし、一切  
 の事業は横濱と神戸の検査所で行ふべきこと。  
 (五) 七月二十六日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「朝日新聞の標識包装及損害の件」 (第二貿易關係一ノ四  
 參照)  
 (六) 七月二十六日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「一中封蔵水成の件」  
 坐車による封蔵が行はれるので指前は八月二十五日以降毎週  
 の火、水、土日の三回三重縣沖きの庄の海面に入り又は止  
 ることを禁止せられる。  
 即ち庄の線を以てかこまれた面。

第四 農林關係  
 一 當週問來信  
 (一) 生糸放出の件 (一) 商工關係 (一) (二) 七月二十三日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「新生糸の検査證明書の件」  
 横濱、神戸兩生糸検査所の發行する生糸検査證明書の寫を  
 二部を左記事項を明記して二日以内に經濟科學局に提出する  
 こと。  
 a. 既検査糸の肉眼再検査なりや  
 b. 新糸の完全なる肉眼及機械検査なりや  
 c. 旧糸の完全なる肉眼及機械検査なりや  
 (三) 七月二十三日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「生糸放出の件」  
 六月二十六日附C L C E-140 號申請に對して  
 十三日十五デニール、B板以下の生糸五七〇ポンド放出許  
 可の指令  
 (四) 七月二十五日附AG四二三四SSSD (SCAP) N-118  
 Oニ1A)  
 「小麥粉供給の件」



第四 農林關係

(一) 當週開來信

七月二十九日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八

四一 A) 對日食糧積出の件「  
對日食糧積出の件については能ふ限り早く船名、到着港、期日、品目、數量を指令するから日本政府は之を引取り配給許可あるまで保全すべきこと。  
従来個々に出てゐた引取指令を簡略にする爲に一括指令を發したるもの。

(二) 七月三十日附 AG 四三〇 P H (S C A P I N 一〇九四)

a 聯合輸入、中立輸入及無制限輸入に對する食糧配給の件「  
(1) 七月十九日附 AG 四三〇 P H (S C A P I N 一〇六九

b (1) 七月二十九日附 AG 四三〇 P H (S C A P I N 一〇六九  
米食の二種に對して提出すべきこと。  
(2) 七月二十五日附 AG 四三〇 P H (S C A P I N 一〇六九  
右に對する回答  
も含める事となつてゐる。之によると臺灣人を

八月一日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月二日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月三日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月四日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月五日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月六日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月七日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月八日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月九日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月十日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月十一日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月十二日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月十三日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五

八月十四日附 AG 四三〇 E S S / P T (S O A P I N 一八八五



(七) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (六) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (五) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (四) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (三) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (二) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (一) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する

0288

(一) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (二) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (三) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (四) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (五) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (六) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する  
 (七) 送附三面郷産業開發調査書の研究の爲めに之を送附する

0287

RE'-0005

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二 當期開往信

(一) 郵の在埠査調を關する件  
八月二日附三〇八號 各終遠事務局長宛

(二) 郵の在埠査調を關する件  
八月二日附三〇八號 各地方商工局長宛

(三) 賠償工場リスト送付の件  
七月二十四日附一七號 終遠神戶事務局長宛

(四) 紙製給に關する件  
八月二日附一四二號 商工省織織局長宛

(五) 輸出品試作用生糸使用許可申請に關する件  
八月一日附〇三八〇四號〇五〇號 宛

(六) 本件は西陣織物統制組合に於て手持の未開俵生糸三八一俵を使用して輸出向絹織物の見本を作製せんとし其の許可を申請してある

(七) 鐵道從業員用絹製品の解除に關する件  
八月三日附〇三三八二七號〇五〇號 宛

(八) 鐵道旅客整理指導員に使用する制服の周章及び袖章用として絹テープ六、五〇〇米の解除を申請したものである

(九) 當週開往關係往信  
七月三十日附〇三二二七號 第三一軍政中隊宛

0290

(一) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (二) AUC 四六 (三) ESSNTD (四) SCAPIN

(二) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(三) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(四) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(五) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(六) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(七) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(八) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(九) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十一) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十二) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十三) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十四) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十五) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十六) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十七) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十八) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(十九) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

(二十) 浴室用カ！テン綿地の解除  
八月二日附三〇八號 (一) AUC 四六 (二) ESSNTD (三) SCAPIN

0289

RE'-0005

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(一) 七月二十七日附C.L.の第二三四號 第八軍宛  
 福井縣師範學校に於て元中部第八〇部隊兵舎の使用につ  
 き許可を申請した  
 (二) 七月二十六日附C.L.の第二三四號 第八軍宛  
 舊軍需物資の割當に關する件  
 (三) 七月三十一日附C.L.の第三七六七號  
 の實行計畫の概要につき報告した  
 (四) 八月二日附C.L.の第三八〇五號  
 舊陸海軍の資材補給品及裝備品に關する件  
 (五) 八月二日附C.L.の第三八〇五號  
 特殊物件處理狀況報告に關する件  
 (六) 八月二日附C.L.の第三九號  
 元海軍所屬活字鑄造機及邦文モノタイプを内務省へ引渡  
 申請の件  
 (七) 八月三日附C.L.の第一四一號  
 東京軍政中隊宛  
 元禁衛府土地建築物を内務省へ引渡申請の件

(一) 七月二十七日附C.L.の第二三四號 第八軍宛  
 福井縣元中部第八〇部隊兵舎使用許可申請の件  
 (二) 八月二日附C.L.の第三八〇五號  
 特殊物件處理狀況報告に關する件  
 (三) 八月二日附C.L.の第三九號  
 元海軍所屬活字鑄造機及邦文モノタイプを内務省へ引渡  
 申請の件  
 (四) 八月三日附C.L.の第一四一號  
 東京軍政中隊宛  
 元禁衛府土地建築物を内務省へ引渡申請の件  
 (五) 七月三十一日附C.L.の第三七六七號  
 の實行計畫の概要につき報告した  
 (六) 八月二日附C.L.の第三八〇五號  
 特殊物件處理狀況報告に關する件  
 (七) 八月二日附C.L.の第三九號  
 元海軍所屬活字鑄造機及邦文モノタイプを内務省へ引渡  
 申請の件  
 (八) 八月三日附C.L.の第一四一號  
 東京軍政中隊宛  
 元禁衛府土地建築物を内務省へ引渡申請の件

三、當週同來信 商工關係

(1) 一、A G O (六 A J G 六) E S S A C (S C A P L N +)

(2) 日本産業を戦時生産制より解放し平時經濟の再建に要する  
 九日以内に正記措置を成る事を命じた。

(3) 政府の關係部内に統制會の完全な記録を保存する

(4) 又特定期間内には統制會の完全な記録を保存する

(5) 部局及び手続を制定する事は緊急原料、物品の生産に  
 影響を及ぼす時、又安定本部より選擇する、特定の産業に  
 對し及右特定産業内の制當を行ひ又其の制當か生産計  
 算に合致する如く調整するを目的とする

(6) 安定方法として使用する同業組合の民主的設立と運  
 び半加工原料を副産する用途を以つて該産業内の緊要原料於

三、國策又は特記事項

(一) 中小企業振興の件

E S S I 工業 コーヘンより商工、農林、大賤、内務各省の  
 担当者と中小企業振興に關し討議したいとの希望があつたの  
 て、彼らとコーヘンの問題とする事項の提示を求め目下各省で考  
 へを纏めつつある。近く會合の豫定である

(2) 日本政府は九十日以内にH.Q.に当し英文にて左記資料を提出する事

(a) 前項の(a)により廢止せらるべき

(b) 前項の(b)により既設置の記録を保管する部局名

(c) 前項の(c)に依り設けらるエンジン、エンシンの名稱、構成及び運用方法並びに手續の説明

(d) 前項の規定の緊急原料及び物品の割當を受く可き特定産業の表

(e) 前項(c)により設けらるる同業組合設立のために政府の執つた行動の報告並びに同組合の機構、運営方法及び特定の機能に關する完全なる資料及び所る同業組合の決議に全大中小企業間の差別なき加入を確保する為採られたる方法に關する完全なる資料

(f) 一項により設立せらるる同業組合及び公的エンジン、一年期以上のH.Q.の許可を有する場合は本報告日より一年前期限と定む

(g) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(二) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(三) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(四) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(五) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(六) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(七) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(八) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(九) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十一) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十二) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十三) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十四) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十五) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十六) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十七) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十八) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(十九) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

(二十) 本案件に關し、日終、同工業主權にて今後の執る可き措置に關し、關係各省の打合せを請願した。

- (1) 八月六日附CLO第二四五號 八軍宛
- (2) 八月七日附CLO第三八七二號 指令該當航空機工場軍工廠 研究所を賠償リストより除外の件
- (3) 八月八日附CLO第三八八九號 賠償工場施設の撤去に關する處理要領の件
- (4) 八月八日附CLO第二四七號 岩手軍政中隊宛 要領を通過す
- (5) 八月八日附CLO第二四六號 埼玉軍政中隊宛 元多賀城海軍工廠に貸與工作機械類返還申請の件
- (6) 八月九日附CLO第二四八號 兵庫軍政中隊宛 元陸軍航空廠所澤分工場を一時使用許可申請の件
- (7) 八月九日附CLO第二四八號 兵庫軍政中隊宛 川崎航空機工業株明石兵器工場北條分工場を賠償リストより除外申請の件
- (8) 八月十二日附CLO第二五〇號 東京軍政中隊宛 第七陸軍技術研究所を賠償リストより除外申請の件
- (9) 特殊物件關係

- (1) 普通間往信
- (2) 石炭生産旬報(七月第三旬分)
- (3) 八月六日附CLO第三八六九號 石油製品市價に關する件
- (4) 八月九日附CLO第三九二五號 司令部覺書AG四六三七(一六JUL四六)ODによつて聯合軍側より供給された石油製品の價格其の他に關し照會ありたるに對する同答
- (5) 八月九日附CLO第三九三四號 災者及引揚民に對する絹布團の解除に關する件
- (6) 八月九日附CLO第三九三四號 産業設備管團による日産化學和歌山工場肥料製造設備に關する件
- (7) 八月九日附CLO第三九二六號 産業復興管團の設立と産業設備管團の解散に關する件
- (8) 八月十二日附CLO第三九六五號 賠償關係往信
- (9) 八月六日附CLO第二四四號 航空機關係工場の轉換操業に關する件
- (10) 賠償撤去迄一時民需生産の爲め轉換操業につき考慮あり度き旨申達す

第四 農林關係  
一、當週間來信

(一) 八月六日附 A G O 八〇 E S S A C (S G A I N 一〇八)  
 統制會解散及特定産業統制機關並政府割當機關設置許可  
 件 (商工省係一、(一))

(二) 八月六日附 A G O 八〇〇、二一七 N R (S G A P I N 一〇三)  
 南水洋捕鯨出漁許可の件  
 南水洋捕鯨出漁を一九四六年、四七年度に限り暫定的に承  
 認したもので概要左の通り  
 一、許可區域は南緯五五度以南東經九〇度以西西經一七〇  
 度以東の南水洋區域 (南水洋捕鯨區域と稱す)  
 二、出漁船は母船二、捕鯨船一二、運搬船七  
 三、各母船は出漁中水産局に對し毎日電報報告をなすこと  
 四、各船は南水洋捕鯨區域との往來に付て最短航路を  
 途中如何なる島に對しても十二哩以内にて近寄らざること  
 五、右の最短航路は出發前一日迄に日本政府より G H Q に  
 對し報告すること  
 六、出漁期間は十一月一日より十二月十五日迄とし歸港期  
 間は捕鯨期間終了後一ヶ月以内又は一九四七年四月三十日  
 迄の兩者の中早く到來した期間内

(2) 管理下の施設の處分の件  
 引揚援護業務用重油引渡申請の件  
 八軍費書六月二十二日附 A G O 四 (M G) を以つて管  
 理下の施設の處分につき申越あり之に關する大藏省國有財  
 産部の説明を報告了解を求めた。

七月三日附標記申請 G、L、O 第三二四一號 (財務課) に對する許可の回答

八月一日附 AG 五六〇 E S S A G ( S G A P I N 一 一 二 〇 ) 漁船建造の件

七月二十三日附標記申請 G、L、O 第三五九九號に對する回答 ステイル船二一一、木造船一七建造許可せらる

三、當週 閣往信

(一) 八月五日附 G、L、O 第三八四一號 八月分全國不足地域向輸入權請放出申請の件

(二) 八月八日附 G、L、O 第三八四一號 八月分全國不足地域向輸入權請放出申請の件

(三) 八月五日附 G、L、O 第三八五六號 日本木材株式會社及地方木材株式會社解散に關する件

(四) 八月七日附 G、L、O 第三八七三號 聯合軍食糧廢品等拂下方依頼の件

(五) 八月八日附 G、L、O 第三九一一號 慈善社會事業團體による貧困等の事情により飢餓状態にあるもの救済策として申請する

0302

八月六日附 AG 四一、一、G D ( S G A P I N 一 九 一 二 一 ) 朝鮮向木材引渡の件

八月七日附 AG 〇九五 E S S A G ( S G A P I N 一 九 三 三 ) 新潟及伏木港より夫々九四四、〇〇〇ポンドファイブ

八月七日附 AG 〇九五 E S S A G ( S G A P I N 一 一 一 〇 ) 友本社所有田賣却申請の件

七月十六日附標記申請の G、L、O 第三四六六號 (財務課) に對する不許可の回答

八月七日附 AG 〇九五 E S S A G ( S G A P I N 一 一 一 〇 ) 復洋捕鯨會社を制限會社より一方申請の件

八月六日附 AG 四一、一、G D ( S G A P I N 一 九 一 二 一 ) 先例となるものに非ず且又領土管轄權國際水域又は漁業に報告のことに右處分は追而指令あるまで待機のこと

全貯蔵をなし、〇日以内にその貯蔵箇所及數量を G H Q 本捕鯨出漁により生産せられた鯨油は歸港後直ちに安

0301

第四農林關係  
 一 當週間來信  
 八月十三日附AG四三〇ESS/P O (S O A P I N - 一九六  
 七) A -  
 「不足地域肥料の爲輸入權許放出の件」  
 八月三日附U L O 第三八四一號申請に對し當方申請通り放  
 出許可の指令。  
 北海道其の他二十府縣に對し四一、五〇〇噸の權許放出を  
 許可したもの。  
 八月十三日附AG四三〇ESS/P O (S O A P I N - 一九六  
 六) A -  
 「不足地域に對する輸入食糧放出の件」  
 八月九日附O L O 第三九二二號申請に對して中旬分として  
 小麦粉、玉蜀黍等計五五、八八〇噸の放出を許可したもの。  
 八月十四日附AG四三三〇S/P O (S O A P I N - 一九七  
 八) A -  
 「小麦穀放出の件」  
 七月十三日及同月二十七日附U L O 第三四二七號及第三六  
 七九號申請に對して食用をして五一八四長屯の輸入穀の放出  
 を許可したもの。

配布先  
 終戰各部課及地方事務局、外務省各局、部、課、大藏省、商  
 工省、貿易廳、農林省、内閣

「輸入大豆放出申請の件」  
 七月十七日横濱入港のC A D 供給船ホワイド、スタンズベ  
 リイ號所載約七〇〇噸の米國産大豆を味噌用（出來得る丈  
 搾油後）として配給許可方申請  
 八月九日附C、L、O 第三九二二號  
 「八月中旬全國食糧不足地域に對する輸入食糧放出許可申  
 請の件」  
 八月中旬分小麦、小麦粉、玉蜀黍、米、豆類、乾パン等五  
 五、八〇〇噸の放出申請

三、當週間往信  
八月十五日附CLO第四〇一八號

(a) 外國人に對する食糧特配の件

(1) 司令部メモ 七月十九日附AG四三〇PH (SCAPIN)

(2) CLOメモ 七月二十五日附三六四一〇號

(3) 司令部メモ 七月三十日附AG四三〇PH (SCAPIN)

(4) 司令部メモ 八月七日附AG四三〇PH (SCAPIN)

(b) 外國人に對する食糧特配を行ふについては左の事を御承知願ひ

(1) a表 (米を主とするもの) は東洋人に適用する。

b表 (然らざるもの) は西洋人に適用する。

(2) 牛肉については入手不能の場合は詰牛肉を以てゐると

(3) 地方廳の準備完了をまつて八月十五日に廻り適用すると

但し、輸入物は飼料として輸入したものにつき之を食用に  
過した場合は、國內産物として埋めることが條件である。  
七月二十五日附AG四三三NB、SUAPIN一八二二IA  
の配給の件  
尙、輸入小麦を製粉する際に生ずる麩の配給には司令部の  
許可を要せざる旨附記されてゐる。  
四、一、輸物見本用生米の件 (商工關係一の四)  
八月十五日附AG四三〇EBS/SUAPIN一九九  
九IA  
「食糧放出の件」  
二、二〇〇長屯の食糧を第八軍司令官の指定する地點で受  
取り、最高司令官の許可あるまで配給せず保全すべきこと。  
八月十五日附AG四三〇EBS/SUAPIN一九九  
九IA  
「對日食糧放出の件 (到着船の通知)」  
小麦粉其の他の食糧合計二五、五五六長屯を積んだ四隻が  
八月十四日から同月二十一日までの間に到着するにつき、之  
を受取るべきこと。之によると長屯は始めて一隻入港の豫定  
となつて居る。



第三 商工關係

一 當週間來信

(一) 化學工場に關する資料提出の件  
八月十三日附 W S (GHQ 發信)

(二) 商工省に對し次の如き資料を四部提出方要求  
① 日本に於ける總ての化學工場所在地及死傷の總計の化學工場生産物の表

(三) 航空機工場及其他の轉換作業に關する件  
八月十三日附 A G O (四) (MG) (第八軍發信)  
G L O 第二四號書類によつて申請された民需生産に轉換された賠償工場の際業に關する報告書は適當な時期に於て當司令部よりの推薦の根據となる要素如何により審議される旨通知す

(三) 絹糸の解除  
H A Q 四二三 (一) (五) A U G 四六 (E S S / T D) (S G A R I) H I 一九九一 A (調辨要求書) K N G C 一六六五號により絹織糸廿六卷の解除方要求  
(四) 見本製作用の絹の件

0308

八月十五日附 U L O 第四〇二〇號  
一 輸入大豆放出申請の件  
七月二十四日横濱着のジョセフ・R、レイマール號積載大豆五〇屯を引取保管中であるが、之を全量搾油の上脱脂大豆として味増製造に充當したい。

(三) 八月十六日附 C L O 第四〇三八號  
一 輸出生産系の検査及格付手續の件  
生産輸出の促進の爲検査方法として一九三八年二月十六日ニユニヨルクに於て開催の國際格付會議で採用の格付方法を應用し度い旨の申入れ。

三、懸案事項の他重要事項  
(一) 食糧輸入促進協議會は八月十四日及同月十七日開催。  
(二) 食糧輸入日報は八月十七日附を以て第六十六號を發行した。

配布先 終戦各部隊及地方事務局、外務省各局部課、大藏省、商工省、貿易廳、農林省、内閣

0307

RE'-0005

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 賠償關係往信
- (一) 八月十三日附CLO第二五一號 陸軍第一連兵隊大宮工廠目盛機械使用許可申請の件
  - (二) 八月十三日附CLO第二五二號 舊岩國陸軍燃料廠を賠償リストより除外申請の件
  - (三) 八月十四日附CLO第二五三號 舊第二海軍燃料廠を賠償リストより除外申請の件
  - (四) 八月十四日附CLO第二五四號 舊第三海軍燃料廠を賠償リストより除外申請の件
  - (五) 八月十四日附CLO第二五五號 日本航空機工業株式設立製作所を賠償リストより除外申請の件
  - (六) 八月十四日附CLO第二五六號 東洋製鐵株式會社工場を賠償リストより除外申請の件
  - (七) 八月十五日附CLO第二五七號 日本ビストンリング株式會社工場を賠償リストより除外申請の件
  - (八) 八月十五日附CLO第二五八號 大日本機械工業株式會社工場を賠償リストより除外申請の件
  - (九) 八月十五日附CLO第二五九號 片倉工業株式會社大宮工場を賠償リストより除外申請の件

- (一) 當週問往信
  - 肥料に關する報告七月後半期分
  - 八月十二日附CLO三九八〇號
- 組蚊張の解除に關する件
  - さきに五月十日CLO四六二九號及六月五日附CLO二七
  - 二三號によつて申請したの對し八月六日許可されたが添附
  - 資料を追加して許可申請したもの
- (二) 看炭生産旬報の件八月第一旬分
  - 八月十六日附CLO第四〇四四號
- (三) 絹織の解除の件
  - AG四二三(一五)ACG四六(ESS/TD)SCAPI
  - N一九九二(IA)八月一日附CLO三八〇(織物)に對し
  - 請した輸出用西紋織物の見本製作用生糸解除申請に對し
  - 拒絶の通知
  - 紐一〇〇封度の解除指令
  - 二〇一〇(IA)調辨要求書MYGBI九〇九號により絹編
  - AG四二三(一六)AUG四六(ESS/TD)SCAPI

甲 八月十七日附 C L U 第二七一號  
 中島製作所大分工場、竹田工場を賠償リストより除外申請の件

乙 八月十七日附 C L U 第二七二號  
 中外火工品株式会社精工機工場を賠償リストより除外申請の件

丙 八月十三日附 C L U 第三九九九號  
 聯合車より返還を受けたる資材、補給品及裝備品の處分に  
 關する件

丁 特殊物件の運送品目につき處分實施方針につき内務省より  
 の報告を提出す

甲 八月十五日附 C L U 第二六〇號  
 鐘淵工業株式会社京都工場を賠償リストより除外申請の件

乙 八月十五日附 C L U 第二六一號  
 トヨタ自動車工業株式会社刈谷南工場を賠償リストより除外申請の件

丙 八月十六日附 C L U 第二六三號  
 日本製工機第一工場を賠償リストより除外申請の件

丁 八月十六日附 C L U 第二六四號  
 日本ビストン株式会社興野工場を賠償リストより除外申請の件

戊 八月十六日附 C L U 第二六五號  
 品川製作所東京工場を賠償リストより除外申請の件

己 八月十六日附 C L U 第二六六號  
 片山製作所を賠償リストより除外申請の件

庚 八月十六日附 C L U 第二六七號  
 機宮田製作所松本工場を賠償リストより除外申請の件

辛 八月十六日附 C L U 第二六八號  
 鐘淵機工株式会社伊丹工場を賠償リストより除外申請の件

壬 八月十六日附 C L U 第二六九號  
 佛宮田製作所本社工場を賠償リストより除外申請の件

癸 八月十六日附 C L U 第二七〇號  
 榊河實機製作所小金井工場を賠償リストより除外申請の件

年	右	計	英	比	米	英	印
1900	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1901	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1902	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1903	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1904	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1905	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1906	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1907	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1908	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1909	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1910	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

年	右	計	英	比	米	英	印
1900	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1901	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1902	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1903	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1904	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1905	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1906	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1907	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1908	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1909	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1910	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第三商工關係

一 當週問來信  
軍航空工場、工廠、實驗室の安全管理の件

七月十五日附AGOO四(MG)  
五月二十八日附本件に關する目録の北海道關係を復寫する  
際、脱落があつたので六ヶ所に訂正する旨通告あり

口 ソノダ灰、奇性ソノ工業賠償選定の件  
I N A G 一 一 二 九 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

日 鐵鋼工業の賠償選定に關する件  
I N A G 一 一 二 九 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

四 火力發電所の賠償選定の件  
I N A G 一 一 二 三 〇 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

田 硫磺工業への賠償選定の件  
I N A G 一 一 二 三 一 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

内 工作機械工業の賠償選定の件  
I N A G 一 一 三 二 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

A G 一 一 三 三 (一 三 A U G 四 六) E S S / I N (S C A P

右案に對しG・H・Qとしての意見は部内に於て協議の上同  
答すべきも日本側として右は一應の概案なるに依り先般設  
立せる鐵鋼工業賠償委員會に於ても更に研究し完全なる計畫を作  
製せられ度し、尙参考として自分一マ氏一の意見を云へば三  
ヶ年後には世界の各國の鐵鋼産業は相當復元する可く従つて  
生産も一段と上昇する可きに付き日本よりの鐵鋼製品の出  
も本案の數量は或は過大に過ぎるやとも考へられる

爆薬三〇キログラムの生産許可を與へたとの情報に關し其の調査及び事實の除の其の防止處置をなし且つ之に關し報告を要求したるもの

0318

- 出 民間兵器工場内の賠償選定の件  
I N I 一三三  
A G 一八七六(一三AUG四六) E S S / I N (S C A P
- 内 造船業間の賠償選定の件  
I N I 一三四  
A G 一八七六(一三AUG四六) E S S / I N (S C A P
- 内 精密軸受工業の賠償選定の件  
I N I 一三五  
A G 一八七六(一四AUG四六) E S S / I N (S C A P
- 内 航空機工場、陸海軍工廠及び實驗室の目録訂正の件  
I N I 一三六  
A G 一八七六(一四AUG四六) E S S / I N (S O A P I
- 内 引揚者に必要な重油の引渡し申請の件  
I N I 一三九  
A G 一八七六(一四AUG四六) E S S / I N (S O A P I
- 内 日本陸軍が西貢に所有し現在鹿兒島に保管中の重油六一「ドラム」の解除に關し八月六日附の二四五により申請したるものに對し許可したるもの  
I N I 一四〇  
A G 一八七六(一四AUG四六) E S S / I N (S O A P I
- 内 爆薬の許可なき製造に關する報告の件  
I N I 一四一  
A G 一八七六(一四AUG四六) E S S / I N (S O A P I
- 内 務省で福壽縣の保土ヶ谷化學製造K K 白川工場に對して

0317

田絹の解除に於ける件  
 八月二十二日附CLO  
 西一五二號  
 中壽特殊製造株式會社が第一師團の命により實施  
 八月二十四日附CLO  
 西二一九號  
 (六) 羊毛消費量報告の件

宮其に貯和八月十日附CLO  
 西一五二號  
 宮中月九日附CLO  
 西一五二號  
 製る幼織物の必要且つ既に二十年度割富生糸にて製造終了  
 八月二十日附CLO  
 西一五二號  
 出向未歸債生糸の賣渡除外  
 八月二十日附CLO  
 西一五二號  
 羽二重除茶卓附CLO  
 西一五二號  
 ありつたるものより輸出向各製造指定されたるので之が解除方申請  
 (一) 富通同任信  
 (二) 八日油加熟作葉許可願の件  
 (三) 八日油所在の共同企業第二貯油所第九號油槽  
 (四) 八日油所加熟せんとし

(甲) 八月二十三日附○L。第一八三號G。H。宛。豐和重工業株式會社新川工場を賠償リストより除外申請の件

(乙) 八月二十三日附○L。第二八七號。宮崎軍政中隊宛。岡本工業株式會社大垣製作所を賠償リストより除外申請の件

(丙) 八月二十三日附○L。第一八三號G。H。宛。元多賀津海軍工廠に貸與せる工作機械類返還方申請の件

(一) 賠償關係存続  
八月十七日○L。第二七三號。神奈川軍政中隊宛。陸軍第九技術研究所所在水性ガス装置を賠償對象より除外申請の件

(二) 八月十八日附○L。第二七四號。大阪軍政中隊宛。三菱輕合金株式會社(日本アルミニウム株式會社)三國工場を賠償リストより除外申請の件

(三) 八月十八日附○L。第二七五號。愛知軍政中隊宛。豊田自動織機製作所を賠償リストより除外申請の件

(四) 八月十九日附○L。第二七六號。長野軍政中隊宛。瀧留安機械株式會社岡谷工場を賠償リストより除外申請の件

(五) 八月十九日附○L。第二七八號。愛知軍政中隊宛。豊和重工業株式會社新川工場を賠償リストより除外申請の件

(六) 八月十九日附○L。第二八〇號。愛知軍政中隊宛。日清紡績株式會社美合工場を賠償リストより除外申請の件

(七) 八月十九日附○L。第二八一號。愛知軍政中隊宛。愛三工業株式會社名古屋工場を賠償リストより除外申請の件

(八) 八月二十日附○L。第二八二號。愛知軍政中隊宛。岡本工業株式會社第一官製作所を賠償リストより除外申請の件

(九) 八月二十一日附○L。第二八三號。岐阜軍政中隊宛。豐和重工業株式會社新川工場を賠償リストより除外申請の件





第三 商工 關係

一 當週間來信

(一) 王子航空機株式會社の江別工場所屬の電氣モーター使用許可の件  
八月十五日附北海道軍政部發A.P.O.九二八號メモランダム本件に關し本年六月二十八日C.L.O.一八九號を以つて許可申請中の處本會を以つて許可し來る。

(二) 科學研究所施設の爲めに現在場所より移動の件  
A.G.四一四、五二一、A.U.G.四六、B.S.S.T.I.N.、S.C.A.P.I.N.在場所より賠償に適當と認められる科學研究所施設を近く現處で最後の處直が執られる事及び賠償不適當と思はれる研究を考慮する旨通告し來る。施設は後日内務省へ返還される事

(三) 化學工業に關する報告の件  
八月二十七日附USA.T.I.C.五二五〇T.I.C.チエックシート  
同日省より得られる重化學工業力に關する次の資料を九月二  
十日迄提出する事を要求し來る。工場場所所有者、資本金の  
リスト工業用化學製品を製造する工場の場所所有者、資本金の

0326

二 當週間往信

(一) 八月十九日附C.L.O.第四〇八七號  
「八月下旬分輸入食糧五〇八〇〇屯放出申請の件」  
全國不足地域に對する放出の申請

三 重要事項

(一) 食糧輸入促進協議會は二十一日(水)開催  
(二) 食糧輸入日報は八月二十四日を以て第七十二號を發行した

經濟部週報配布先  
終戦各部課及地方事務局、外務省各局部課  
大藏省、商工省、貿易廳、農林省、内閣

0325

RE'-0005

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

下の絹紐の解除要求  
 七 至糸及相布解除要求  
 A 四二二三(二八A) U 四六(四六) D S S T D (S C A P I N 二  
 ○ L O 三九〇) 號を以つて申請したのに對し拒絶し來る  
 三 當週間雙信  
 一 石炭生産旬報の件  
 八月二十七日附 C L O 四二八二號  
 石炭生産に關する八月第二旬分報告す  
 三 賠償關係  
 一 八月二十六日附 C L O 第二八八號 大阪軍政部隊宛  
 扶糸金屬工業(株)大阪鐵橋所を賠償リストより除外申請の件  
 八月二十七日附 C L O 第二九三號 斐知軍政部隊宛  
 第二海軍燃料廠名古屋分工場を賠償リストより除外申請の件  
 四 特殊物件關係  
 一 八月三十日附 C L O 第二九六號 東京神奈川軍政部隊宛  
 舊陸軍省の土地建築物の一部を印刷局が使用することに關する  
 許可申請の件

0328

合工場で生産される化學製品は如何なる過程を経て使用  
 され原料は何處から持てあるか(一九四五)の各製品生産能力及生産  
 戦時中(一九四一)の戦時中の工場建設された  
 一九三九年以後工場の新設一九四〇年以前に建設された  
 二 物の擴張  
 一 工業用化學藥品に使用した代用原材料、使用の規模、そ  
 の使用に用ひた過程  
 三 別表を作成する事  
 四 所有する工場は別に表を作成する事  
 五 絹糸の解除の件  
 A 四二二三(三二A) U 四六(四六) D S S T D (S C A P I N 二  
 一〇一A) 調緯長米管 T K Y C O O 五二六號に於て四一五  
 又の絹糸解除要求  
 六 絹糸の解除の件  
 A 四二二三(三二A) U 四六(四六) D S S T D (S C A P I N 二  
 一〇一A) 調緯長米管 T K Y C O O 五二六號に於て四一五  
 絹糸の解除の件  
 A 四二二三(三二A) U 四六(四六) D S S T D (S C A P I N 二  
 一〇一A) 調緯長米管 T K Y C O O 五二六號に於て四一五  
 絹糸の解除の件  
 A 四二二三(三二A) U 四六(四六) D S S T D (S C A P I N 二  
 一〇一A) 調緯長米管 T K Y C O O 五二六號に於て四一五

0327

八月三十一日附AG四三〇ESS/FI  
 「輸入大豆配給の件」  
 八月十五日附GLU第四〇二〇號「輸入大豆放出申請の件」  
 油として配給することの許可す。  
 八月十五日附GLU第四〇二〇號「輸入大豆加工して味噌及び」

0330

第四 農林關係  
 一 當遊問來信  
 (一) 八月二十八日附四三〇ESS/FI  
 經濟部學局より大藏省宛  
 「食糧證券發行の件」  
 八月二十六日附大藏省申請「同件」に對して八月、九月中  
 に於ける食糧管理による食糧買入の爲に二十九箇圖以内の  
 食糧證券發行を許可す(財務關係一ノ四)  
 (二) 八月二十八日附AG四二三ESS/TD  
 「生米及び絹織物放出の件」  
 七月十七日附ULO第三四九〇號申請「占領軍用車輛改良  
 の爲の生糸及び絹織物放出の件」に對する指合の指令。(商  
 工關係一ノ七)  
 (三) 八月三十日附AG五六一四ESS/IN  
 「木造船建造の件」  
 完成を許可せられ、建造中の一〇〇總噸以上の本造船の數  
 船櫃、噸數及び造船所について附屬表。貨物船、油槽船、  
 漁船及曳航船合計六一五隻、總計總噸數一三六、七五〇噸。

0329

「ブラックバス生魚輸送につき調査依頼の件」  
 七月十七日附京都市事務局よりブラックバス十尾の輸送可能  
 なりや問合せありたるに對する回答。即ち、輸送可能、方法  
 としては成可く箱根町漁業會渡しを希望す。

懸案事項其他  
 (一)食糧輸入促進協議會は八月二十八日及同三十一日開催した。  
 (二)食糧輸入日報  
 八月三十一日附を以て第七十八號を發行した。  
 本週配布先 終戦各部隊及地方事務局、外務省各局郵課、大蔵省、  
 商工省、貿易廳、農林省、内閣、東大法科研究室

當週問往信  
 (一)八月二十六日附OL第四二四五號  
 「輸入大豆放出申請の件」  
 八月十五日横濱港入港のヘステインクス・ヴィクトリ號積  
 載の五〇〇噸の大豆を搾油し、粕は味噌に加工した上、油を  
 京濱地區に味噌を東京都に配給致したきに付放出許可ありた  
 い旨の申請。

(二)八月二十七日附OL第四二五一號  
 「肥料に關する半月報の件」  
 五月十七日附SOAPメモ「肥料の生産、配給並に使用に  
 關する件」にもとづき、八月前半期の報告の提出

(三)八月二十八日附OL第四三〇八號  
 「九月月上旬全國食糧不足地域に對する輸入食糧（穀類）放  
 出許可申請の件」

(四)八月二十九日附OL第四三四八號  
 「九月分全國向輸入總額放出許可申請の件」

(五)八月三十日附終戦連絡京都市事務局長宛  
 終戦連絡京都市事務局長宛

輸出生産生産獎勵の爲絹織物放出の件  
 八月八日附Cの第三九一八號申請標記の件に對して、餘仙  
 三〇〇二反放出の許可。對象は製糸工場女工に限る。

0334

第四 渡洋關係  
 一 當週間來信  
 二 八月三十日附AG四〇〇P(SECALIN二六九)  
 三 八月三十日附AG四〇〇P(SECALIN二六九)の救済品の受取及び配給の件  
 四 毎月二〇〇トンの以下の標記救済品を受取り保管、輸送、  
 五 配給すべき指令。  
 六 九月四日附AG四三〇SS/PC(SOAPLIN二一九IA)  
 七 九月四日附AG四三〇SS/PC(SOAPLIN二一九IA)の不足地域に對する輸入食糧放出の件  
 八 八月二十八日附CLO第四三〇八號「九月上旬不足地域に對  
 九 する輸入食糧(穀物)放出申請の件」  
 十 八月二十八日附CLO第四三〇八號「九月中旬に於ける不足地  
 十一 域に對する輸入食糧放出申請の件」  
 十二 九月前記の申請通り、九月上旬分として穀物五五、〇四五應  
 十三 九月六日附AG四一五〇〇(SOAPLIN二二三IA)  
 十四 對朝鮮木材引渡の件  
 十五 本州及び九州の港から朝鮮仁川へ對し六六〇萬ポンドファイ  
 十六 積出すべきこと。(貿易關係一の月)  
 十七 九月六日附AG四二三SS/ID(SOAPLIN二二四四  
 十八 九月六日附AG四二三SS/ID(SOAPLIN二二四四)

0333

第三 國工關係

(一) 青島電氣工業の發電機の現狀報告要求の件  
 九月三日附四一四・四一〇P C / P P 戰前修理の爲青島より  
 日現在修理の爲送られた青島電氣工業の五千KWタービン發電機  
 の所在の地及狀況報告要求し來れるもの

(二) 朝鮮窒素肥料に關する報告要求の件  
 九月三日附朝鮮窒素肥料の生産品、生産方法及主腦者の姓名  
 住所報告要求し來れるもの

(三) 當週間往信  
 九月二日附〇L O 第四四〇八號

(四) 軍用車の廢棄用カ―テン地製造の爲の絹原料の解除申請  
 九月三日附〇L O 第四四二五號

(五) 手持國內用絹製品の解除申請  
 九月四日附〇L O 第四四六二號

(六) 石油製品に關する七月分月扱  
 九月五日附〇L O 第四四七七號

(七) 七月分掃海艇用重油使用實績報告  
 九月五日附〇L O 第四四七八號

0336

(一) 當週間往信  
 九月四日附〇L O 第四四六九號  
 「輸入大豆放出許可申請の件」  
 八月十九日橫濱入港のエドモンド、マレト號及同月二十五日  
 同港入港のエル、ピクトリ號に積載されて居た大豆夫々、食  
 三六噸及五四噸は日本政府で引取保管中であるが、之を、食用  
 三六噸及五四噸として放出されたい。

(二) 九月七日附〇L O 第四五二五號  
 「聯合國人、中立國人及び無國籍人に對する食糧配給の件」  
 a、八月二十日附A G 四三〇P P 標記の件對日本政府マモによ  
 り日本政府は當該個人の選擇によつて米食特配か非米食特配  
 の何れかを與ふべきことを指示せられた。

b、之に對し、米食特配を非米食特配とカロリに於て同等と  
 なるまで増強して、之を東洋人に與へたい旨の申請。理由は  
 バター、砂糖等が不足してゐる爲、東洋人へ之を特配すれば  
 乳児、産婦への配給が社絶することになるといふにある。

重要事項、譯案事項等

(三) 食糧輸入促進協議會は、九月四日及び同月七日開催した  
 本週報紀布先 終戰各部課及地方事務司、外務省各局部課、大  
 藏省、商工省、貿易廳、農林省、内閣、帝國法  
 科研究室、物價穩定本部

0335

第三 陸工關係

(一) 普通陸工關係

(1) 總てI-A解除の件 A G 四二二 (六) S E P 四六 (一) E S S / T D

(2) 本件に對し八月二日附 C L O 三八二七號を以て解除方申請したの對し本書を以て許可された

(3) 細布解除の件 A G 四二三 (六) E P 四六 (一) E S S / T D (S C A P L I N 二一四三I A)

(4) 元禁衛府の土地建物使用の引渡し申請の例

九月三日附東京府神奈川軍政地方東京分遣隊總書本年八月二日附 C L O 第二四一號を以て元禁衛府の土地建物を内務省に移管申請を爲したるに對し許可されるもの

(5) 昭和電工株式會社の工場復興許可申請の件 A G O 九五 (七) S E P 四六 (一) E S S / A C (S C A P L I N 二一五七I A)

本件に對し七月九日附三三五七號、七月十七日附三五四八號七月二十四日附三六三二號を以て申請したの對し左記條

0338

(六) 九月五日附 C L O 第四四八六號

八月下旬分石炭生産報告

(七) 賠償關係往信

(八) 九月二日附 C L O 第二九九號 千葉軍政部隊宛 申請の件

(九) 九月二日附 C L O 第三〇〇號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十) 九月二日附 C L O 第三〇〇號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(二十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(三十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(四十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(五十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(六十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(七十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(八十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十一) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十二) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十三) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十四) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十五) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十六) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十七) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十八) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(九十九) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

(一百) 九月六日附 C L O 第三〇一號 東京軍政部隊宛 申請の件

0337

RE<sup>9</sup>-0005

0174



九月十日附CLO四六七九號を申請す  
 九月十日附CLO四六六六號  
 現在各工業者の手続となつて居るもので他に雇用出來ず又  
 現下の我邦産業を操業せしむるに必要なのでテダス絶縁テ  
 動力用ベルト電線被覆用糸・スリートの許可申請せるもの  
 回 九月十日附CLO四六七七號  
 九月六日附元令部管第一統制會の解散及政府制管機牌の設  
 立並に特定産業内の必要統制機牌設立許可の件に關する二  
 項及向に附し廢止せらる可き又は廢止せられたる法令及び  
 之等の記録保存機牌各を通知す  
 九月上旬分石炭生産報告の件  
 九月十七日附CLO四七五五號

0340

〇 提議された建設に對し産業設備管團が全面的に參加する事  
 但し金融機關は除外する事  
 工場並に土地の權利は日本政府の機關に移され金融は現  
 在設立中の復興金融機關を通じてなす事  
 會社は二年を超えない期間で日本政府の適當な機關から賃  
 借又は管理契約の方法で工場を運轉する事  
 賠償者及引揚者用の爲の絹布圖の解除の件  
 AG四二七（七）E.P.（六）E.E. / T.D. / S.C.A.P.I.N  
 一五五（一）A  
 本年八月九日附CLO三九三四號に基き三二二、二七九組  
 の絹布圖解除す  
 〇 肥料に關する八月下旬半月報の件  
 九月十二日附CLO四六四八號  
 日本莫大小統制株式會社手持輸出向開養生糸の賣渡除外申請  
 の件  
 九月十三日附CLO四六六五號  
 本件に關し八月十九日附CLO四一〇七號申請の添附書類  
 に誤記があつたので訂正を付す  
 〇 南水洋掃線用繩の解除に關する件

0339

四、當週來信 農林關係

(一) 九月九日附第八軍技術部より日本木材株式會社宛「琉球へ木  
材積出の件」

a、参考(1) 指令第三號(ScAPIN四七)

(二) 九月十四日附A(ES/PS/FT) (ScAPIN二一九)  
a、参考(1) 足地域に對する輸入食糧(穀物)放出申請の件

(三) 九月十四日附A(ES/PS/FT) (ScAPIN二一九)  
a、参考(1) 前記申請通り、輸入食糧(穀物)放出申請の件

(四) 九月十四日附A(ES/PS/FT) (ScAPIN二一九)  
a、参考(1) 足地域に對する輸入食糧(穀物)放出申請の件

(五) 九月十四日附A(ES/PS/FT) (ScAPIN二一九)  
a、参考(1) 前記申請通り、輸入食糧(穀物)放出申請の件

0342

三、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

四、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

五、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

六、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

七、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

八、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

九、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十一、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十二、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十三、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十四、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十五、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十六、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十七、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十八、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

十九、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十一、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十二、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十三、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十四、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十五、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十六、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十七、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十八、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

二十九、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

三十、九月十日附C(LO) 第四五六號 除外申請の件

0341



本件は資料整備の上再申請する様OHQ擔當官より指示ありたるに付近く更に申請の確定

四 絹製品幼児用帽子の解除申請の件  
 N 二二一九IA  
 A G 四二二二一八SEPP四六ESS/TD(SOAPI)

本件八月十九日OL0四一〇六(BOI)によりて本件申請したのに対し拒否し来る

前週般廿一號週間來信(昭電工株式會社の工場復興許可申請の件)の許可條件

一 左の通り訂正す  
 「提案された建設地に金融に對して營業設備整備が參加する事は全面的に排除される事」

二 週間來信  
 (一) 肥料生産の爲め山陽化學(新製設備使用許可申請の件)  
 九月十八日附OL0四七八〇號  
 (二) 八月分羊毛消費量報告の件  
 九月二十日附OL0四八二八號

0346

第三 商工關係

(一) 週間來信  
 (1) 實驗室報告様式の件  
 A G 三一五(一四SEPP四六)ESS/ST(SOAPI)  
 N 一二〇三)

(2) 五月二十五日附指令によつて毎半年毎に提出を要求せられた實驗室作業報告の様式を送附來りしもの  
 (二) 絹製品の解除の件  
 A G 四二三(一八SEPP四六)ESS/TD(SOAPI)  
 N 二二一八IA)

(三) 調辨要求書KEGG0二二三號により消せる一五五〇ヤ  
 F 解除方要求す

(四) 總の解除の件  
 A G 四二三(一八SEPP四六)ESS/TD(SOAPI)  
 N 二二〇二IA)運販軍販賣用として米軍中央購買部へ一五〇〇卷解除方指令さる

(五) 官内省用絹製品の解除の件  
 A G 四二三(一八SEPP四六)ESS/TD(SOAPI)  
 N 二二一六IA)

本年八月十九日附(OL0四〇九二(BOI)號)によつて要請した官内省絹製品の解除に對し拒否し来る

0345

早稻田大学より多賀城海軍工廠へ貸與せる工作機械返還申請  
 九月十九日附○五〇第三二二號 八軍宛  
 賠償問題に關し聯合軍に對し要請の件 八軍宛  
 九月二十一日附○五〇第三二六號 八軍宛  
 東京計器製作所所長ケ崎工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月二十一日附○五〇第三二七號 東京神奈川軍政部宛  
 第四軍軍務部研究所所長在試験機五組を  
 賠償リストより除外申請の件  
 九月二十一日附○五〇第四八五七號 G.H.Q.宛  
 三國商工(株)小田原工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月二十一日附○五〇第三二八號 八軍宛  
 三國商工(株)小田原工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月二十一日附○五〇第三二九號 八軍宛  
 賠償指矩火力發電所の閉鎖準備に關する報告

賠償關係存信  
 九月十六日附○五〇第三一二號 八軍宛  
 民間造船所の管理保全に關する件  
 九月十六日附○五〇第三一三號 東京神奈川軍政部宛  
 元中央航空研究所所長在機械の一部賠償除外申請の件  
 九月十六日附○五〇第三一四號 東京神奈川軍政部宛  
 三國商工株小田原工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月十六日附○五〇第四七四號 G.H.Q.宛  
 賠償問題に關し聯合軍に對し要請の件  
 九月十八日附○五〇第四七八一號 G.H.Q.宛  
 賠償リストより除外申請寫送付の件  
 九月十七日附○五〇第三一六號 八軍宛  
 前住ソノタ製造用原料運持込許可申請の件  
 九月十八日附○五〇第三一七號 神岡軍政部隊宛  
 日産重工業深音原工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月十八日附○五〇第三一八號 八軍宛  
 賠償リストより除外申請の件  
 九月十八日附○五〇第三一九號 千葉軍政部隊宛  
 日立製作所工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月十八日附○五〇第三二〇號 兵庫軍政部隊宛  
 三菱電機株姫路工場を賠償リストより除外申請の件  
 九月十九日附○五〇第三二一號 八軍宛

賠償工場指定に關し會談要領  
昭和二十一年九月十日

日本側  
海軍省 海軍大臣、補見農林次官、終連白洲次長、朝  
司 司令 部 副 長、秋元經濟部長、  
裕一、カント、代 將、ルデー、(産業) エギクキスト、(債  
一、ソ、ン、ケ、ア、ン、チ、ト、ラ、ス、ト)、各 課 長、(勞 務) ヘン、タ、  
及、マ、イ、ケ、ル、ジ、ヨ、ン、(賠償) 係 長、(勞 務) ライター、大 佐

(一) 商工大臣から一賠償指定工場に關し聯合國に對する要請(總  
論)を述べ續いて勅諭から各論の要點を述べ詳細は別送(總  
論)方面に説明することとしたと言つたのに對し、

(二) 工場の指定について熱心に検討してその結果を知らせて呉れ  
たことを多とする、賠償係を中心として日本側申出の内容を  
検討することとし、賠償實施の爲に生産が低下することや希望  
しないところでは早く指定外の工場に生産を轉移して早る増産  
する位に努力して早く指定外の工場に生産を轉移して早る増産  
操業出来る様にすることも希望する  
火力發電についても指定工場に大なる支障があれば代りの

0349

工場を申出るもよからうし又未完成のもの completion を早くして  
動かすことが大切である  
要するに幾つた工場の再組織を促進すること、最大の努力  
を拂はれたい  
ルデー氏が他の機会に検討することとして従來の数字と指  
標したから軸受の配置上から改められたいと述べたに對し  
こと及び地域の配直上から改められたいと述べたに對し  
を譲りわけの供給を充たすために他の缺點があることも已むを得  
ざるを得ないの地域的その他の缺點があることも已むを得  
ない説明あり  
生産の換の問題に關し朝海から總ての工場を速やかに轉換せ  
しめること必ずしも容易でないことを述べたに對し  
マ、ル、二、氏、から、F、E、C、で、撤、去、の、決、定、が、あ、れ、ば、司、令、部、と、し、て  
は、之、に、從、は、さ、る、を、得、な、い、か、ら、轉、換、を、急、が、れ、度、い、と、答、へ、た  
結局マ代將から本問題はお互に率直に話し合つて實情を檢  
討して決定し度いと述べ細目の検討を別の機会に譲つて次に  
移つた

0350

(五) 次に農林次官から軍工廠特に肥料工場への軍工廠の轉換に關し、舊海軍工廠に對する除外申請の件一を述べ、肥料工場への轉換について別紙面を用意して居ることを附言したに對し、ルデ一氏から軍工廠全體としての轉換は華府からの指令もあつて非常困難である、肥料工場の問題は工廠のどの部分を使つて非常困難である、考へ方が異なる、工廠の一部分の轉換使用又は一部の機械の轉用ならば考慮し得ると答へ、結局別途具體的に検討することとした。

(六) 代將は肥料の問題は特に司令部でも重要視してゐるが軍工廠以外の工場の整備を急いで増産を促進するやうに希望すると述べた。

(七) 九州は最後にルデ一氏から石炭の生産状況を質し、商工大臣からニギタイスト氏から米の増配問題の滿液に關し甚だ遺憾であるか、政府は増配を實行する積りであるかと問ひ

(八) 農林次官から人心安定上も必要であるかと問ひ、増配し度いと答へ更に代將は米の増配の如きを輕卒に發表することには日本に對する食糧の輸出がカットしようとする云ふ空氣の濃厚な際に甚だ困ることであるから日本側の都合のみでかかる問題を輕卒に取扱ふことは今後十分注意して貰ひ度いと述べた。

第四農林關係

當濕問來信

九月十六日附 A G 四三〇 B S S / P O W O A F I N I 二二〇

「輸入大豆加工の味噌及油の放出の件」

九月十六日附 A G 四三〇 B S S / P O W O A F I N I 二二〇

「輸入大豆加工の味噌及油の放出の件」

九月十六日附 A G 四三〇 B S S / P O W O A F I N I 二二〇

「輸入大豆加工の味噌及油の放出の件」

九月十六日附 A G 四三〇 B S S / P O W O A F I N I 二二〇

「輸入大豆加工の味噌及油の放出の件」

九月十六日附 A G 四三〇 B S S / P O W O A F I N I 二二〇

「輸入大豆加工の味噌及油の放出の件」

三、往信  
 (一) 九月十九日附C.L.O. 第四八〇七號「進駐軍用華果の病害阻の件」  
 現在進駐軍用華果は輸入されて居るが、輸入華果には「ユ」リ、ク、戦の如き我感未發生の害虫導入の慮あるに付き、本部産華果を以て代替し輸入停止されたき旨の申入。  
 (二) 九月二十日附C.L.O. 第四八三三號  
 九月下旬全國食糧不足地域に對する輸入食糧放出許可申請の件  
 下旬分として穀物二五、八一七噸及び雜詰一六、〇〇〇噸(米換算八、〇〇〇噸)の放出申請。  
 三、輸入等項その他重要事項  
 (一) 食糧輸入促進協議會は十八日(水)開催  
 (二) 食糧輸入日報は九月二十一日をもつて第九十六號を發行した

本週綴配布先  
 陸連各部署、農林省、内閣、東大法務研究室、郵務省、大蔵省、新潟省、貿易、農林省、内閣、東大法務研究室、安定本部、物價廳

二、三、一、一、一、一  
 (一) 對日食糧積出の件「到着の通知」(貿易關係一)の件  
 (二) 九月十九日附C.L.O. 第四三〇七號「E.F.F. S.O.A.F.I.W.I. II」  
 (三) 對日食糧積出の件「到着の通知」(貿易關係一)の件



一、當週週報

農林關係

(一) 九月十七日付 A.G. 四三〇 P.H. (S.G.A.P.E.N.I. 二〇七)

「聯合國人、中立國人並びに無国籍人に對する食糧配給の件」

参考

(1) G.H.Q. × 八月二十日付 A.G. 四三〇 P.H. (S.G.A.P.I.N. 一四三)

(2) G.L.O. × 九月六日付第四五二五號

(1) 日本政府は (a) の (1) のメモに従ひ食糧の特配を爲すべきこと。

(2) 米食特配の量を増加することは差支ないが、それにより (a) の (1) のメモを非米食の何れの特配を選ぶかの本人の選擇權を侵害すべからざること。

(二) 九月二十五日附 A.G. I. 五四三〇  
(a) の (1) のメモ實施のため發せられた全ての通牒の英譯を提出すべきこと。

二、往信

神奈川軍政部から横濱 L.L.O. を通じて神奈川縣宛「カゼイン・グルー」放出の件」(第二覽 關係一の (四) 参照)

(三) 九月二十六日付 A.G. 四三〇 E.B.S. / F.T. (S.G.A.P.I.N. 二二六三一 A)

「對日食糧積出追認の件」

既に日本政府に對して引渡しを了したるロス・ベイカス・ヴィクトリ・號外五の積荷について、引渡しの追認をなしたるもの。

(四) 九月二十七日付 A.G. 四三〇 E.B.S. / P.Q. (S.G.A.P.I.N. 二二七三一 A)

「不足地域輸入食糧放出の件」

九月二十日付の L.O. 第四八三一號申請に對して九月下旬分として二六、六一五噸の放出承認。

(五) 九月二十七日付 A.G. 四三三 E.B.S. / F.T. (S.G.A.P.I.N. 二二七四一 A)

「小麥放出の件」

神戸において約二五、〇〇〇噸の小麥を引取り G.H.Q. の許可あるまで配給せずに保蔵すべきこと。

九月二十三日附CLO第四八八九號  
 一 聯合國人、中立國人並に無国籍人に對する食糧加配の件  
 二 九月十七日附GHQ×三AG四三〇PH(SONAPL第一  
 二〇七)により要求せられたるところにより農林次官より地  
 方長官あて通牒の提出  
 三 九月二十六日附CLO第四九六四號  
 一 緒及び前掲の放出申請の件  
 二 目下清算中の日本製糸製造株式會社の所有に際りたる絹及  
 三 絹を第八軍管下部隊が没收したる事に對し、何らかの誤解  
 四 に基づくと思はれる故、放出されたい旨の申請。  
 五 懸案事項その他重要事項  
 六 食糧輸入月報は九月二十八日附をもつて遂に一〇一號を發行  
 した。  
 七 食糧輸入促進協議會は九月二十五日(水)開催した。  
 八 配布先、終戦各部隊及び地方事務局、  
 九 外務省各局、郵務、大藏省、衛生省、貿易局、農林省  
 十 内閣、東大法律研究所、物價廳、安定本部

0357

第三、修正關係

一 普通通商來信  
 二 製糖須賀海軍工廠より造船材料の解除申請の件  
 三 AG五六〇(二六SEP四六)ESSLIN(SCAPIN  
 二二七二IA)  
 四 本件に關し本年九月二日附CLU四三八九號を以て同材料  
 五 を鋼鐵造船に使用するため解除方申請したのに對し本書をも  
 六 つて拒否して来た。  
 七 生糸の解除に關する件  
 八 AG四二三(二四ESP四六)ESS/TD(SCAPIN  
 二二四八IA)  
 九 本件に關し納入せる絹軌下を製造するために必要なる生糸の解  
 十 除申請を日本軍大小統制より甲入れあり八月十九日附CLO  
 一 四一〇七號をもつてGHQに申請したのに對し本書をもつて  
 二 拒絶しくる。  
 三 航空機工場、海陸海軍工廠及び實験所の記録訂正の件  
 四 AG〇〇四(三一AUG四六)ESSLIN(SCAPIN  
 一一七二)  
 五 本件に關し五月二十八日附の訂正記録の再訂正として十八工  
 六 場等の削除と十一工場等の追加とを通知してきたものである。

0358

(一) 青島出張、〇〇〇キロダトピン發電機の件  
 九月廿三日附CLO四八七七號  
 九月三日附覽書をもつて要求あつた首題の件に関する情報  
 送付す  
 (二) 化学工業に關する資料提出の件  
 九月廿三日附CLO四八六三號  
 第五二五〇技術甲隊八月二十七日附をもつて要求あつた化  
 學製品十覽表及び化學工業會社一覽表四部宛提出す  
 (三) 朝鮮窒素肥料株式會社の關する資料報告の件  
 九月廿五日附CLO四九一六號  
 九月三日附五二五〇TIC四九一六號  
 九月中旬分石炭生産報告の件  
 (四) 九月上半期肥料に關する報告の件  
 九月二十七日附CLO四九七七號  
 (五) 九月二十七日附CLO四九七七號  
 (六) 九月二十八日附CLO第五〇五號  
 九月二十八日附CLO第五〇五號  
 本件に關して八月十九日附CLO四〇九〇號をもつて申請  
 したのであるが、その後、同管係官と地方軍との間で現地で打  
 合せた結果、加藤用石炭がイライの煙突にボンネットカバーを  
 取付けた結、加藤用石炭がイライの煙突にボンネットカバーを  
 取付けた結、加藤用石炭がイライの煙突にボンネットカバーを

0360

(一) 生米の解除の件  
 AG四二二二(二)CSEPP四六(EM)ETD(S)CAPLN  
 二二二二A  
 八月二十一日附CLO四一五二號をもつて海特殊鋼株式會社  
 に対し、生米解除申請したのに對し、本書をもつて拒否してき

0359

第三 商工關係

(一) 航空機工場、陸海軍工廠及び実験室の目録訂定の件  
 A G O 〇四(一)七SEP四六(一)ESSIN(SCAPIN二二二一)  
 五月二十八日附賠償工場目録の訂正表を送附し来たもので二  
 十七工場を削除し五工場を追加した

(二) 聯合軍最高司令部により賠償目的のため保管に徴収された工  
 場の設備及び記録の保全管理に對する日本政府の責任  
 A G 三八七、六(二)〇SEP四六(一)SSIN(SCAPIN二二二九)  
 施設が撤去、移動され、創當園に移された場合に、直ちに  
 線動し得る様に日本政府が責任を以て施設の修理、監視、必  
 要書類の保護、試運転及び附屬設備の整備等を行ふべきこと  
 を指令して来たものである

(三) 奇佐曹達工業の範圍内における指定工場に對する原鹽引渡し  
 許可申請の件  
 九月二十三日附A G 四三九(一)MG  
 本年九月十七日附C L O 第三一六號により本年夏第二四半  
 期用の原鹽解除方申請したのに對する許可但しこの許可は賠  
 償豫定工場の一四六年の十一月一日迄の操業繼續を許可せ  
 るものなる事及び其の期間中に賠償指定工場以外の工場へ生

0362

三、賠償關係往信

(一) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(二) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(三) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(四) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(五) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(六) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(七) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(八) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(九) 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件  
 九月二十五日附C L O 第四九一〇號より除外申請の件

(十) 八月二十七日附C L O 第三四四一號より除外申請の件  
 八月二十七日附C L O 第三四四一號より除外申請の件

0361

(内) 民間所有兵器工場賠償目録の訂正の件  
 I N A G 三 八 七 六 ( 二 七 ) B P 四 六 ( E E E E N ) B G A P  
 八月十三日附上記目録に對し二工場の削除を通知し來れる

(出) ロヂツカ原油の加熱工事に關する件  
 N A G 四 六 三 七 ( T O G T 四 六 ) B B B I N ( B G A P I  
 本件に關し八月十九日附 G L O 第四〇九〇號によつて申請  
 したの對しこれを拒否し來れるもの  
 尙本件に關しは現地に於いて商工管係官と現地軍關係官  
 との間で其の工事變更限定されそれに基づき再申請提出中であ  
 る

(八) 網野ボイラー解除の件  
 九 九 A G 四 二 三 ( N O C T 四 六 ) B S T D ( B G A P I N 三 三  
 P D O G K E 一 四 四 九 號 上 網 野 ボ イ ー 二 五 〇 〇 一  
 F 解除を指令し來る

(九) 青島積出五〇〇〇キロターボイラー電機機の件

(四) 産の切換を完了することを附言す  
 航空機工場、陸海軍工廠及び實驗所の目録訂正の件  
 五月二十八日附賠償工場目録訂正表を送附し來たもので十  
 二工場を削除し五工場を追加した

(五) 太平洋沿岸地域の精油業に關する件  
 A G O 九 五 ( 二 七 ) B P 四 六 ( B B B I N ) B G A P I N  
 一 二 三 六  
 一、原油生産地帯以外にある原油(並に半製品)の精油を完了し  
 命合し來た  
 一九四六年の十一月三十日迄に其の操業を中止することを  
 三、尙これに關聯し日本政府に對し左記事項の實施を命じた  
 I、指示期日迄に加工を完成するために残餘の有用な原油  
 貯蔵を再開すること  
 二、上記事項を全會社工場に通知すること  
 三、司令部の許可無くして大修理、再操作或は特殊工場の  
 轉換をなさないこと  
 三、毎月の報告を行ふこと  
 一、再開當による進行状況  
 二、第一項に基く各工場の操業停止計畫  
 三、月報は九月分より初まり月末現在で次の月十日迄に司



本週報配布先  
 総務各部課及地方事務局、外務省各局部課、大蔵省、商工省  
 貿易局、農林省、内閣、東大法科研究室、安定本部、物價廳  
 横濱税關

○緊急事項その他重要事項  
 ○食糧輸入日報は十月五日刊を以て第一〇七号を発行  
 ○食糧輸入促進協議會は十月二日開催

○往信  
 十一月三日附り第五〇八二號  
 十一月四日附り第五〇八三號  
 十一月五日附り第五〇八四號  
 十一月六日附り第五〇八五號  
 十一月七日附り第五〇八六號  
 十一月八日附り第五〇八七號  
 十一月九日附り第五〇八八號  
 十一月十日附り第五〇八九號  
 十一月十一日附り第五〇九〇號  
 十一月十二日附り第五〇九一號  
 十一月十三日附り第五〇九二號  
 十一月十四日附り第五〇九三號  
 十一月十五日附り第五〇九四號  
 十一月十六日附り第五〇九五號  
 十一月十七日附り第五〇九六號  
 十一月十八日附り第五〇九七號  
 十一月十九日附り第五〇九八號  
 十一月二十日附り第五〇九九號  
 十一月二十一日附り第五一〇〇號  
 十一月二十二日附り第五一〇一號  
 十一月二十三日附り第五一〇二號  
 十一月二十四日附り第五一〇三號  
 十一月二十五日附り第五一〇四號  
 十一月二十六日附り第五一〇五號  
 十一月二十七日附り第五一〇六號  
 十一月二十八日附り第五一〇七號  
 十一月二十九日附り第五一〇八號  
 十一月三十日附り第五一〇九號

三 賠償關係發信

(一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(二十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(三十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(四十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(五十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(六十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(七十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(八十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十一) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十二) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十三) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十四) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十五) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十六) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十七) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十八) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(九十九) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

(百) 九月三十日附の閉鎖準備に關する報告 八軍宛

0370

一 往信

(一) 輸出用釣竿の使用する生糸の解除に關する件  
十月一日の附の第五〇一號

(二) 續制會の解散に關する件  
十月二日附の第五〇五七號  
本年九月十四日附の第五〇六七七號によつて司令部あて報告した新制會解散に伴ひ廢止された法規及び記録を保存すべき政府機關に關する追加報告す  
十月三日附の第五〇七八號

(三) 化學製造會社に關する資料提出の件  
本年九月二十一日附の第五〇八六三號にて送付した化學製造會社の一覽表追加送付

(四) 官中祭祀用経緯物の解除の件  
十月四日附の第五〇一三四號

(五) 電信通信機生産確保對策要綱の件  
十月五日附の第五〇一五二號

(六) トレーディングクロス用絹布の解除に關する件  
十月五日附の第五〇一五七號

(七) 輸出用婦人絹靴下用生糸の解除に關する件  
十月五日附の第五〇一四五號

(八) 石炭九月三日附の第五〇一五五號  
十月五日附の第五〇一五五號

0369





一、東京自動車製造株式會社(出資)
二、南洋石油會社(出資)
三、南洋石油會社(出資)
四、南洋石油會社(出資)
五、南洋石油會社(出資)
六、南洋石油會社(出資)
七、南洋石油會社(出資)
八、南洋石油會社(出資)
九、南洋石油會社(出資)
十、南洋石油會社(出資)
十一、南洋石油會社(出資)
十二、南洋石油會社(出資)
十三、南洋石油會社(出資)
十四、南洋石油會社(出資)
十五、南洋石油會社(出資)
十六、南洋石油會社(出資)
十七、南洋石油會社(出資)
十八、南洋石油會社(出資)
十九、南洋石油會社(出資)
二十、南洋石油會社(出資)
二十一、南洋石油會社(出資)
二十二、南洋石油會社(出資)
二十三、南洋石油會社(出資)
二十四、南洋石油會社(出資)
二十五、南洋石油會社(出資)
二十六、南洋石油會社(出資)
二十七、南洋石油會社(出資)
二十八、南洋石油會社(出資)
二十九、南洋石油會社(出資)
三十、南洋石油會社(出資)
三十一、南洋石油會社(出資)
三十二、南洋石油會社(出資)
三十三、南洋石油會社(出資)
三十四、南洋石油會社(出資)
三十五、南洋石油會社(出資)
三十六、南洋石油會社(出資)
三十七、南洋石油會社(出資)
三十八、南洋石油會社(出資)
三十九、南洋石油會社(出資)
四十、南洋石油會社(出資)
四十一、南洋石油會社(出資)
四十二、南洋石油會社(出資)
四十三、南洋石油會社(出資)
四十四、南洋石油會社(出資)
四十五、南洋石油會社(出資)
四十六、南洋石油會社(出資)
四十七、南洋石油會社(出資)
四十八、南洋石油會社(出資)
四十九、南洋石油會社(出資)
五十、南洋石油會社(出資)

一、東京自動車製造株式會社(出資)
二、南洋石油會社(出資)
三、南洋石油會社(出資)
四、南洋石油會社(出資)
五、南洋石油會社(出資)
六、南洋石油會社(出資)
七、南洋石油會社(出資)
八、南洋石油會社(出資)
九、南洋石油會社(出資)
十、南洋石油會社(出資)
十一、南洋石油會社(出資)
十二、南洋石油會社(出資)
十三、南洋石油會社(出資)
十四、南洋石油會社(出資)
十五、南洋石油會社(出資)
十六、南洋石油會社(出資)
十七、南洋石油會社(出資)
十八、南洋石油會社(出資)
十九、南洋石油會社(出資)
二十、南洋石油會社(出資)
二十一、南洋石油會社(出資)
二十二、南洋石油會社(出資)
二十三、南洋石油會社(出資)
二十四、南洋石油會社(出資)
二十五、南洋石油會社(出資)
二十六、南洋石油會社(出資)
二十七、南洋石油會社(出資)
二十八、南洋石油會社(出資)
二十九、南洋石油會社(出資)
三十、南洋石油會社(出資)
三十一、南洋石油會社(出資)
三十二、南洋石油會社(出資)
三十三、南洋石油會社(出資)
三十四、南洋石油會社(出資)
三十五、南洋石油會社(出資)
三十六、南洋石油會社(出資)
三十七、南洋石油會社(出資)
三十八、南洋石油會社(出資)
三十九、南洋石油會社(出資)
四十、南洋石油會社(出資)
四十一、南洋石油會社(出資)
四十二、南洋石油會社(出資)
四十三、南洋石油會社(出資)
四十四、南洋石油會社(出資)
四十五、南洋石油會社(出資)
四十六、南洋石油會社(出資)
四十七、南洋石油會社(出資)
四十八、南洋石油會社(出資)
四十九、南洋石油會社(出資)
五十、南洋石油會社(出資)

RE'-0005

0192

六 當週向來信 第四 漫林關係

(一) 十月三日附AG四六四、八BESEPT

(二) 十月八日附AG八〇〇、二一七〇D (S O A P I M 一二五六)

(三) 十月十一日附AG四三〇E S S E O (S O A P I M 二三五八IA)

a 捕鯨用船舶の変更の件

b 大邦丸を運搬船として、さんちやご丸と入替へることは不可。沈没せる捕鯨船第八指雨丸の代りに第十昭和丸を使用することには許可する。

a 不足地域に對する輸入食糧放出の件 (S O A P I M 二三五八IA)

(山) 十月五日附〇〇〇第五一五六號

(2) 十月七日附〇〇〇第五一七八號

放出申請の件

三 八月分捕鯨用食油使用費對立の件

(一) 十月十日附〇〇〇第九七號東京神奈川電政郵局元陸軍部

(二) 十月十日附〇〇〇第九七號東京神奈川電政郵局元陸軍部

(三) 十月十日附〇〇〇第九七號東京神奈川電政郵局元陸軍部



十月十日附C.L.C.第三九六號 仙臺軍政部宛  
 十月十一日附C.L.C.第四〇一號 三重軍政部宛  
 十月十二日附C.L.C.第四〇二號 愛知軍政部宛  
 十月十三日附C.L.C.第四〇三號 埼玉軍政部宛  
 十月十四日附C.L.C.第四〇四號 埼玉軍政部宛  
 十月十五日附C.L.C.第四〇五號 埼玉軍政部宛  
 十月十六日附C.L.C.第四〇六號 埼玉軍政部宛  
 十月十七日附C.L.C.第四〇七號 埼玉軍政部宛  
 十月十八日附C.L.C.第四〇八號 埼玉軍政部宛  
 十月十九日附C.L.C.第四〇九號 埼玉軍政部宛  
 十月二十日附C.L.C.第四一〇號 埼玉軍政部宛  
 十月二十一日附C.L.C.第四一一號 埼玉軍政部宛  
 十月二十二日附C.L.C.第四一二號 埼玉軍政部宛  
 十月二十三日附C.L.C.第四一三號 埼玉軍政部宛  
 十月二十四日附C.L.C.第四一四號 埼玉軍政部宛  
 十月二十五日附C.L.C.第四一五號 埼玉軍政部宛  
 十月二十六日附C.L.C.第四一六號 埼玉軍政部宛  
 十月二十七日附C.L.C.第四一七號 埼玉軍政部宛  
 十月二十八日附C.L.C.第四一八號 埼玉軍政部宛  
 十月二十九日附C.L.C.第四一九號 埼玉軍政部宛  
 十月三十日附C.L.C.第四二〇號 埼玉軍政部宛  
 十月三十一日附C.L.C.第四二一號 埼玉軍政部宛

十月七日附C.L.C.第三八八號 愛知軍政部宛  
 十月八日附C.L.C.第三八九號 愛知軍政部宛  
 十月九日附C.L.C.第三九〇號 愛知軍政部宛  
 十月十日附C.L.C.第三九一號 愛知軍政部宛  
 十月十一日附C.L.C.第三九二號 愛知軍政部宛  
 十月十二日附C.L.C.第三九三號 愛知軍政部宛  
 十月十三日附C.L.C.第三九四號 愛知軍政部宛  
 十月十四日附C.L.C.第三九五號 愛知軍政部宛  
 十月十五日附C.L.C.第三九六號 愛知軍政部宛  
 十月十六日附C.L.C.第三九七號 愛知軍政部宛  
 十月十七日附C.L.C.第三九八號 愛知軍政部宛  
 十月十八日附C.L.C.第三九九號 愛知軍政部宛  
 十月十九日附C.L.C.第四〇〇號 愛知軍政部宛  
 十月二十日附C.L.C.第四〇一號 愛知軍政部宛  
 十月二十一日附C.L.C.第四〇二號 愛知軍政部宛  
 十月二十二日附C.L.C.第四〇三號 愛知軍政部宛  
 十月二十三日附C.L.C.第四〇四號 愛知軍政部宛  
 十月二十四日附C.L.C.第四〇五號 愛知軍政部宛  
 十月二十五日附C.L.C.第四〇六號 愛知軍政部宛  
 十月二十六日附C.L.C.第四〇七號 愛知軍政部宛  
 十月二十七日附C.L.C.第四〇八號 愛知軍政部宛  
 十月二十八日附C.L.C.第四〇九號 愛知軍政部宛  
 十月二十九日附C.L.C.第四一〇號 愛知軍政部宛  
 十月三十日附C.L.C.第四一一號 愛知軍政部宛  
 十月三十一日附C.L.C.第四一二號 愛知軍政部宛

(一) 十月十一日附 CLO 第四〇七號 八軍宛  
 (二) 十月十一日附 CLO 第五三〇一號 GHI 宛  
 (三) 十月十一日附 CLO 第五三〇二號 GHI 宛  
 (四) 十月十一日附 CLO 第五三〇三號 GHI 宛  
 (五) 十月十一日附 CLO 第五三〇四號 GHI 宛  
 (六) 十月十一日附 CLO 第五三〇五號 GHI 宛  
 (七) 十月十一日附 CLO 第五三〇六號 GHI 宛  
 (八) 十月十一日附 CLO 第五三〇七號 GHI 宛  
 (九) 十月十一日附 CLO 第五三〇八號 GHI 宛  
 (十) 十月十一日附 CLO 第五三〇九號 GHI 宛  
 (十一) 十月十一日附 CLO 第五三一〇號 GHI 宛  
 (十二) 十月十一日附 CLO 第五三一〇號 GHI 宛  
 (十三) 十月十一日附 CLO 第五三一〇號 GHI 宛  
 (十四) 十月十一日附 CLO 第五三一〇號 GHI 宛  
 (十五) 十月十一日附 CLO 第五三一〇號 GHI 宛

0381

第三 商工關係  
 (一) 當週問來信  
 (二) 火力發電所の操業継続許可の件  
 A G C 〇 (四) (M G) 十一月一日附第八軍司令部  
 本件は C L O 第三二四號により申請したのに對し許可し來  
 れるもの  
 (三) 積須省海軍工廠所在のスタイルバイブ移動許可の件  
 A G 四二二、二二二 C T 四六 E S S / I N (S G A P  
 I N 二二五七) A )  
 横須省海軍工廠所在のスタイルバイブ八〇、五屯を北海道  
 砂川に於ける東洋商會社に使用のため移動許可せる  
 A G 四二二、二二二 C T 四六 C T S O P (S G A P I N 二  
 三六九) A )  
 九バルブ會社より十四會社へ夫々至急輸送万命令し來れる  
 (四) 白絹布の解除の件  
 A G 四二二、二二二 C T 四六 E S S / T D (S G A P I N  
 二三六三) A )  
 P D 勢 T K Y C 一七九六號に基き白色絹布一〇〇ヤードを

0382









「輸入離詰配給の件」  
 a. 日本政府は、十月三十一日以後S.C.A.P.の指令あるまで  
 の期滿輸入離詰の配給を中止すべきこと  
 b. 十一月一日現在をもつて輸入離詰の種類別、地域別の詳  
 細な目録を作成すべきこと  
 c. 左記内容の報告を十一月二十日までにS.C.A.P.に提出す  
 べきこと  
 (四) 離詰の種類別、府縣別目録  
 (一) 十月三十一日現在各府縣における離詰の等級別配給実績  
 (二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 二十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇

第四 農林關係  
 當週問來信  
 (一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 二十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 「小麥放出の件」  
 日本政府は第八軍司令官の指定する神戸内の地點において  
 將來日本の消費にあてらるべき約二五、〇〇〇噸の小麥の引  
 渡しをうくべきこと  
 この小麥については、腐敗、盗難、その他の危険なき様適  
 當な保管手段を講じ、S.C.A.P.の放出許可あるまで配給せざ  
 ること  
 (二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 二十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 「對日食糧到着通知の件」  
 a. 九月二十九日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 二十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 「對日食糧積出の件」は取消す(九月三十日頃三池港到  
 着サモント號上の食糧約四〇〇長屯の引取配給指令)  
 b. 十月七日三池港到着サモント號の食糧約三、三〇〇長屯  
 の引取指令  
 (三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十一) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十二) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十三) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十四) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十六) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十七) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十八) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 十九) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇  
 二十) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./F.T.(S.C.A.P.I.N.二四〇

二 往信  
 (一) 十月十五日附C.L.O.第五四五〇號  
 「食糧放出に對する感謝決議の件」  
 廣島縣會の感謝決議の申達  
 (二) 十月十九日附C.L.O.第五五二二號  
 「船調査遊に出頭命令の件」  
 A、參照十月二日附リイガル、セクシヨン、チエツクシート  
 三二六六L.S.I.乙同件  
 (戦時中第四艦隊に備せられ南洋方面で活動した南洋眞  
 珠株式會社所有の約二〇〇トンの發動機船に關する調査  
 の要求)  
 B、該會社はかかる船舶を所有した事實なき旨の回答  
 縣案事項其他  
 (一) 食糧輸入日報は十月十八日附を以て第一一七號を發行。  
 (二) 食糧輸入促進協議會は十月十六日開催。  
 本週報配布先  
 終戦各部課及び地方事務局、外務省各局部課、  
 大藏省、商工省、貿易廳、農林省、内閣、京大、  
 法科研究室、安定本部、物價廳、横濱税關

0392

ハヘスチングス、ウイクトリ號  
 ムアード、マシンス、ワイルド號  
 (五) 十月十七日附A.G.四三〇E.S.S./P.C. (S.C.A.P.I.N.ニ  
 一I.A.)  
 「輸入大豆放出の件」  
 a、參照十月四日附C.L.O.第五一〇五號  
 「輸入大豆放出申請の件」  
 b、約一九四噸の輸入大豆を味噌及び油に加工して配給する  
 ことの許可

0391

(四) 電気通信器材生産確保対策要綱の件  
 AG 四一三、四二三、OCT 四六、COS (SUAP) 二四三七A (本年十月四日付) 五一一二 (本年十月二日付) 申請した課記の件につき之を認容し來れるもので其の内容は(イ) 電気通信機對策本部の設立は必要ない、(ロ) 電気通信機對策本部の設置に關する技術的事項に付いて商工省とGHQ民間通信部との直接の交渉を認めると、(三) 菊川鐵工場よりの各種資料報告要求の件、(四) 初音電気製作所よりの各種資料報告要求の件、(五) 發動機燃料としてのペンデン使用の件、(六) 本件に關し経済科學部の意圖を問合させた處内燃機調用の燃料としてペンデンの使用禁止に對し必要を處置を直ちに構う様指令すとしてガソリンを使用すべきで若し不足ならば理由を付し輸入を要請すべきでありペンデンは燃料として消費する事を絕對禁止する資格相當量市場に流れてゐるのは遺憾である。

第三 商工關係  
 (一) 當週問來信  
 (一) 航空機工場、陸海軍工廠及び實驗所訂正目錄の件 (AG 〇〇一、一、OCT 四六) E S S / I N (S O A P I N I 一二六三)  
 (二) 一月二十日付目錄及び五月二十八日付目錄の訂正目錄送付し來れるもの  
 (三) 人造ゴム工業の賠償認定の件  
 (四) P I N 一三三七 (六、一七、OCT 四六) E S S / I N (S O A P I N I 一二七七) 人造ゴム工業の八會社を中間賠償計畫の下に撤去さる可く指定し、同會社の總べての工場設備施設は聯合軍總司令部の管理保全下に取る事を通告し來る  
 (五) 舊第四陸軍技術研究所内の試験機械を賠償目錄より除去申請の件  
 (六) A G I E 〇〇四、〇四二、二、OCT O B E R 一九四六 (東京一神奈川軍政部司令官發信)  
 (七) 標記に關する九月二十一日付C L O 三二七號當方申請に對し水壓計二組は賠償目錄に記入せられてゐるので許可出來ないが其の他のものは運輸省使用のために内務省へ解除する旨通告あり

（一）往  
南水洋補用絹の解除に關する件  
十月二十四日附○L〇第五〇五號  
本件に關する九月十四日附○L〇四六七九甲請者に追加し一  
三〇〇に關する九月十四日附○L〇四六七九甲請者に追加し一  
之が使用方甲請す。既に製品化され在庫保管中のものなるので  
眞珠及眞珠製品の販賣許可  
十月二十二日附○L〇第五五七號  
大山安松よりA.G.O.P.O.に對し納入したるも不要品として返  
却された眞珠の國內販賣許可申請  
（二）  
十月二十四日附○L〇第五六〇三號  
見本製作絹の解除の件  
（三）  
十月二十四日附○L〇第五六一〇號  
菱商社の指示によつて貿易廳より提出する見本製作絹を三  
菱商社及東神貿易株式會社へ解除方申請  
鐵道省々線用信箋燭管及電管の製造に關する件  
十月二十四日附○L〇第五六一〇號  
進駐車第三鐵道輸送部より進駐省に爲された要求を期限間に  
實施するたゆ標記の製造を關東電氣工業株式會社に許可方申請

（四）  
り、今度之を取重取締各地方部隊にも命ずるから違反な  
き襟ベシジンの製造家其の他一般に之をよく徹底せしめられた  
いとの注意がなつた  
（五）  
絹數帳の解除申請の件  
N.A.G.I.A.（二五〇CT四六）E.S.S./T.D.（S.O.A.P.I  
N.四四八I.A.）既製絹數帳三九、五五六帳を國內消費用と  
して解除方八月十三日付○L〇四〇〇〇號をもつて申請した  
の對し之を解除し來る

三。賠償關係發信

(一) 十月二十一日附○L○第四四八號 大阪軍政部宛  
 栗本鐵工所をリストより除外申請の件

(二) 十月二十一日附○L○第四四九號 東京軍政部宛  
 大成化工(株)吾嬭工場をリストより除外申請の件

(三) 十月二十二日附○L○第四五一號 福岡軍政部宛  
 岡部鐵工所をリストより除外申請の件

(四) 十月二十二日附○L○第四五二號 神奈川軍政部宛  
 池貝自動車製造(株)川崎製作所をリストより除外申請の件

(五) 十月二十二日附○L○第四五三號 仙臺軍政部宛  
 本山製作所を賠償リストより除外申請の件

(六) 十月二十二日附○L○第四五四號 大阪軍政部宛  
 發動機製造(株)池田工場をリストより除外申請の件

(七) 十月二十二日附○L○第四五五號 福岡軍政部宛  
 今村製作所若津工場をリストより除外申請の件

(八) 十月二十一日附○L○第四五〇號 東京軍政部宛  
 東京セロイド工業所志村工場を賠償リストより除外申請の件

(九) 十月二十二日附○L○第四四六號 静岡軍政部宛

0398

内石炭生産旬報提出の件(十月第二旬分)

(七) 十月二十五日附○L○第五六四三號

(七) 肥料に關する半月報提出の件(十月上旬分)

十月二十六日附○L○第五六七一號

0397



十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六
日本製薬	南千住製作所	三浦製糖	羽田製糖	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六	十月二十六
山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県	山形県
工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
除	除	除	除	除	除	除	除	除	除	除	除
外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

0402

十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五	十月二十五
野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖	野田製糖
高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松
工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
除	除	除	除	除	除	除	除	除	除	除	除
外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外
香	香	香	香	香	香	香	香	香	香	香	香
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

0401

RE'-0005

0206

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



第四 農林關係  
 當週間來信  
 (一) 十月二十九日附AGP第二〇五號參照(五)S C A P I N二四  
 (二) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (三) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (四) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (五) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (六) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (七) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (八) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (九) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (十) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM

第四 農林關係  
 當週間來信  
 (一) 十月二十九日附AGP第二〇五號參照(五)S C A P I N二四  
 (二) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (三) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (四) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (五) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (六) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (七) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (八) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (九) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM  
 (十) 十月二十九日附AGP第五一四號を以て同文をCOM

- (五) 十月三十一日附A G 四二三E S S / T D (S O A P I N I 二四九九I A)
- 「輸出用釣竿製造の爲使用する絹糸の解除申請の件」
- 首題の件につき二六四ホンドを解除す。
- (六) 十一月一日附A G 四三〇E S S / F T (S O A P I N I 二五〇六I A)
- 「拂下確認通知の件」(第二の一の(二)参照)
- (七) 十一月二日附A G 四六三・七G D (S C A P I N I 二五二二I A)
- 「南水洋捕鯨用の爲石油製品輸入の件」(第二の一の(五)参照)

0406

- 第四 農林關係
- (一) 當週間來信
  - 十月二十六日附A G 四二三E P O / F F (S O A P I N I 二四六一I A)
  - 「ライリー・W・カマチャイ會社代表者ファンズ、ウバウ氏商品の檢閲の件」
  - (二) 十月二十八日附A G 四三〇A S S / F T (S O A P I N I 二四七〇I A)
  - 「乾繭、綿糸及び絹製品について檢査のこと」
  - 「不足地域に對する輸入食糧放出の件」
  - a. 十月十九日附C・L O・N O・五五二七(E A)を以つて申請に對する許可
  - b. 十月十五日附A G 〇九五E S S / I N (S G A P I N I 一三〇四五I A)
  - 「小麥及小麥粉二〇・九〇一噸・豆類八〇七噸、タピオカを申請に對する許可
  - (三) 十月三十日附A G 〇九五E S S / I N (S G A P I N I 一三〇四五I A)
  - 「窒素肥料生産の爲三池合成工業會社の施設を使用方の許可申請の件」(第三の一の(四)参照)
  - (四) 十月三十日附A G 四一〇D (S C A P I N I 一三〇三二I A)
  - 「マニラ向木材引渡の件」(本週報第二の一の(六)参照)

0405

第三 富週 商工關係

(一) 九月二日付指令第一號 總司令部命令の違反の件  
 APINGO 四〇一 (一七〇 OCT 四六) ESSS / IN (SCO  
 本件は指令第一號の効力發生後工場施設物を東鋼業株式  
 社(後で各鋼製所)の所有及び使用に移動した事は指令第  
 一號第六項の違反であるから本件に關する詳細な報告を二週  
 間以内に提出方と類似の事件に對する詳細な報告を四週間  
 以内に提出方指示して來たものである。  
 右は終戦直後航海のため九月二日以後に行はれたものと認め  
 たものでもしこれを違反とすれば他に影響するところ甚大で  
 あるから詳細に調査中  
 (二) 石油製品の分配の件  
 IAG 四六三、七 (二五 OCT 四六) ESSS / ACO (SOAP  
 石油製品の分配の件  
 本覽書によつて總司令部より日本政府に對し大要左記指令  
 して來た。但し石油製品の配給に關する總ての規則法令命令を廢  
 止するに及ぶ石油製品に關する規則、

0408

往信

(一) 十月二十八日付 C、L、O 第五六九二號  
 「輸入油放出許可申請の件」  
 十月七日三池港着英船サモント號積載の胡麻油(二一一  
 容積トン)三九〇を福開縣に配給せんがため  
 (二) 十月三十一日付 C、L、O 第五七八〇號  
 「十一月分外人特配用輸入配給許可申請の件」  
 十一月分外人特配用として特に一二、三七〇斤の輸入  
 申請の放出方を申請  
 (三) 十一月二日付 C、L、O 第五八三二號  
 「輸入食糧放出に對する感謝決議文送付の件」  
 十一月二日付 C、L、O 第五八二九號  
 「北海道上りの感謝決議文送付の件」  
 十一月二日付 C、L、O 第五八二九號  
 「氣象觀測員等の南水洋捕鯨參加許可申請の件」  
 左記人員計八名の便乘方許可申請  
 (四) 十一月二日付 C、L、O 第五八三二號  
 「氣象觀測員(操業上の氣象觀測)  
 a、造船技師(長期操業上船舶故障の修理のため)  
 b、寫真技師、映畫カメラマン及び通信社員(國民を  
 c、寫真技師、映畫カメラマン及び通信社員(國民を  
 舞するのため)の意義を認識せしめ且つ、その志氣を改  
 變するのため)」

0407

(一) 往  
 戦時工業所有権法における専用権の取り消の件  
 十月三十一日付の第五八〇〇号  
 戦時工業所有権法に於ける専用権の取り消の件  
 十月三十一日付の第五八〇〇号  
 戦時工業所有権法に於ける専用権の取り消の件  
 十月三十一日付の第五八〇〇号  
 戦時工業所有権法に於ける専用権の取り消の件  
 十月三十一日付の第五八〇〇号

(四) 窒素肥料生産のため三池合成工業會社の施設を使用方申請の件  
 AGO九五ESS/IN(SIAPIN-1301)十月三日  
 首題に關し十月八日付の第五二一九號により申請した  
 首題に關し十月八日付の第五二一九號により申請した  
 首題に關し十月八日付の第五二一九號により申請した  
 首題に關し十月八日付の第五二一九號により申請した  
 首題に關し十月八日付の第五二一九號により申請した

AG四二三(三〇〇)T四六(ESS/ST(SCAPIN  
 四八二)A)  
 首題に關する九月六日付のS(IA)P覺書に基き大阪工業試験  
 所研究項目第十三號「天然及び合成ゴム」研究は削除する様  
 指示されたので「天然ゴムの加工法の研究」を許容方十月十  
 六日付の第五四七七號に基き申請したのに対しこれを許  
 可し來る

0410

(三) 科學目的の資金支出の件  
 (4) 日本政府は商工省の行政を受け又經濟安定本部の指示に基  
 き行動する如く石油製品の個々別々の購買者に對する分配  
 計畫を確立すること  
 (1) 運輸省の同意を得て且つ經濟安定本部の指示の下に  
 行動し石油及び石油製品の配給に必要なすべての輸送  
 設備を配置すること  
 (2) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (3) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (4) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (5) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (6) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (7) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (8) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (9) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (10) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (11) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (12) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (13) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (14) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (15) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (16) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (17) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (18) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (19) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (20) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (21) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (22) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (23) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (24) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (25) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (26) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (27) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (28) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (29) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (30) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (31) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (32) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (33) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (34) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (35) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (36) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (37) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (38) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (39) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (40) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (41) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (42) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (43) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (44) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (45) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (46) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (47) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (48) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (49) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (50) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (51) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (52) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (53) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (54) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (55) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (56) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (57) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (58) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (59) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (60) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (61) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (62) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (63) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (64) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (65) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (66) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (67) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (68) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (69) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (70) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (71) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (72) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (73) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (74) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (75) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (76) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (77) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (78) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (79) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (80) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (81) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (82) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (83) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (84) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (85) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (86) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (87) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (88) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (89) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (90) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (91) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (92) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (93) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (94) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (95) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (96) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (97) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (98) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (99) 輸入或は全( )の獲得すること  
 (100) 輸入或は全( )の獲得すること

0409

RE'-0005

0210

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第三 第三 第三 第三  
第三 第三 第三 第三  
第三 第三 第三 第三  
第三 第三 第三 第三

(1) 本管内の... (2) 本管内の... (3) 本管内の... (4) 本管内の... (5) 本管内の... (6) 本管内の... (7) 本管内の... (8) 本管内の... (9) 本管内の... (10) 本管内の...

0412

(一) 未實施のものには法律により取り消さんとするものである。  
(二) 青島積五〇〇〇オロワナイオ發電機一件  
(三) 特別物件處理状況報告に關する件  
十月二十八日現在の状況報告(第五八三號)  
十月二十八日現在の状況報告(第五八四號)送付

0411

RE'-0005

0211

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

① 工場設備の建設及び貸借、譲渡  
 事務者及理事の辭命は公表されるべきこと  
 ② 本令の内容は現在、産業復興管轄法に既に準  
 ③ 布の解除の件  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ④ 絹の解除の件  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ⑤ 産業設備管轄による和次山工場を巴科年産工場への轉換許可  
 申請の件  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ⑥ 花火の製造指令  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇

① 製造指令  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ② 国内消費用として貯蔵中の清製糖解除申請の件  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ③ 風呂敷等内地で使用するを適當と思はれる清製糖の解除方針  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇  
 ④ 月四日附の製造指令  
 一 五五六一一〇  
 二 五六六一一〇  
 三 五六六一一〇  
 四 五六六一一〇  
 五 五六六一一〇  
 六 五六六一一〇  
 七 五六六一一〇  
 八 五六六一一〇  
 九 五六六一一〇  
 十 五六六一一〇



往信

- 一 政府割當機關、特定産業及同産業内の必要統制機關に関する報告の件
- 十一月六日附CLO第五八八六號
- SOAP 覺書A0080(六AVG四六) EBB/AQ (SC APIN 一〇八) 二項C及Dに基く報告及び産業団体定款送附す
- 二 九月分掃海機用重油使用実績報告の例
- 十一月六日附CLO第五八八四號
- 三 石炭生産報告の件(十月第三旬分)
- 十一月六日附CLO第五八八三號
- 四 東鋼業株式會社に關する報告の件
- 十一月六日附CLO第五八五三號
- 五 縫糸用生糸の解除申請に關する件
- 十一月七日附CLO第五九一二號
- 六 運輸省の制服を縫製するに必要なもので多崎合名會社手持品である。
- 七 輸出見本製作用絹解除申請の件
- 十一月七日附CLO第五九一五號
- 八 電氣自動車製造許可申請の件

0415

- 十一月七日附CLO第五九一六號
- 本件に關する十月八日附CLO第五二一四號の追加費料送附す
- 九 トレーシングクロス用絹布の解除に關する件
- 十一月七日附CLO第五九一八號
- 一〇 絹縫糸の解除に關する件(國內消費修理用)
- 十一月八日附CLO第五九三〇號
- 一一 皮革月例報告提出の件(八月分)
- 十一月八日附CLO第五九〇九號
- 一二 太平洋岸の石油精製工場に關する報告の件(十月分)
- 十一月九日附CLO第五九三七號

0416

- (四) 許可申請の件「第三商工關係ノ(四参照)十一月七日附AG四三〇ESS/PC (SCAPINI二五〇IA)」  
「外人特配用輸入輸出放方」  
十一月分外人特配用として輸入輸出一、二、五の配給方許可す
- (六) 十一月七日附AG〇九五ESS/AG (SCAPINI二五二IA)  
「片倉工業株式會社より蠶種共同組合の施設を買ふ爲資金借入方許可申請の件」
- (七) 十一月九日附AG〇九五ESS/AC (SCAPINI二五七四IA)  
「日本水産株式會社の倉庫を大阪に建設方許可申請の件」  
本件は差支なし

- 第四、農林關係
- 當週間來信
- (一) 十一月二日附AG四六四、六ESS/IN (SCAPINI三二〇)
  - 「第二、第三海軍燃料廠の賠償指定解除及轉換方の件」  
G、L、O、N、O、四、五、八、五の件許可せず  
C、L、O、N、O、四、五、八、六の件許可せず
  - (二) 十一月五日附在日米海軍司令部より海運總局宛  
「日本漁船の海難救助義務不履行の件」  
九月二十五日漁船天満丸が積極的に海難救助の任に當らず米艦逐艦より漁船を救助せられたる後救助したる件に就て日本政府は之を調査の上可然措置を採るべし
  - (三) 十一月六日附AG八〇〇、二一七NH (SCAPINI一三二)
  - 「雨水洋捕鯨出漁の件」  
雨水洋捕鯨船隊の監督官としてワイリアムテイリー大尉及デハイドRマツクレアン中尉を乗船させる
  - (四) 十一月七日附AG〇九五ESS/AC (SCAPINI二五五IA)  
「産業設備營業による和歌山工場の硫安製造工場に轉換方



往信

十一月五日附、L、O、第五八四七號  
○人工養兒に對する牛乳添加用として二七一/Tの放出方許  
可申請

(二) 十一月七日附、L、O、第一三四號  
○和田農相一行九州出張の件

(三) 十一月九日附、L、O、第五九三五號  
○片柳食糧監理局長官、松井事務官同行  
○國際捕鯨會議に關する件

○本邦に於ける今後の捕鯨業の爲近くワシントンで開催せら  
るる國際捕鯨會議に日本の水産業に精通してゐる適當なア  
メリカ人の出席を懇請

本週報配布先  
終戰各部課及地方事務局、外務省各局、部、課、大藏省、商工省  
貿易廳、農林省、内閣、物價廳、安定本部、東大法科研究室、横  
濱税關

常週間來信

第四 農林關係

(一) 十一月七日附AG六七六、SCCS (SCAPIN一三二二)

○日本捕鯨船隊の無線通信の件  
既許可周波數に對する遞信省申請の修正案は許可する。

(二) 十一月十二日附軍事情報  
○合、手續等を指示す。  
日本捕鯨船隊の使用すべき周波數及び、無線通信の許可せらるる場  
合、手續等を指示す。

(三) 十一月十二日附軍事情報  
○爾、印度に於ける農業に關する報告の件  
日本が占領中に作成した左の如き農業に關する資料を十二月十三日ま  
で提出すべきこと。

(四) 十一月十五日附AG三三二、NR (SCAPIN一三三九)  
○一般農民に於ける農業に關する資料  
會社に於ける農業に關する資料  
C、編作及キニトネ生産を含んだニューギニアに於ける日本の農業活動  
B、一般農民に於ける農業に關する資料  
A、會社に於ける農業に關する資料

○十一月十五日附AG三三二、NR (SCAPIN一三三九)  
○南水洋捕鯨船の掲ぐべき旗の件  
八月六日附南水洋捕鯨許可のモに於ては、日本商船旗を掲ぐべきこ  
となつて居た處、それを訂正して、日本商船旗及び萬國船共進信號  
書中のB旗を修正した旗を掲ぐる様指令せらる。

0420

0419



往信

十一月十二日附のL.O.第五九六一號

十一月分として三三、九五五通の放出許可を申請

十一月十二日附のL.O.第五九六五號

輸入電話配給許可申請の件

十一月十五日附のL.O.第六〇四〇號

人工榮養兒用としてグラス三二〇通の放出許可を申請

十一月二十六日附のL.O.第六〇四〇號

南水洋出漁航路の件、給油の遅延、船舶の故障等に依り、日附に変更を來した爲、訂正報告す。

懸案事項其の重要事項

食糧輸入日報の件、日報は新米年度へ入り暫く休刊中の處、食糧に關しては尙時問題山積の状況であるので、十一月十六日附を以て新第一號を發行した。但し今度は之に關連せる他の農林關係重要問題をも本日報に於て取扱ふこととした。

本週配布先

総連各部、課及び地方事務局、外務省各局、部、課、大藏、商工、農林、貿易、内閣

第三 商工關係

當週問來信

東洋合成株式會社の新工場を確安製造工場として指定許可申請の件

A.G.四六四六(一三三三) H.B.S.I.V. S.O.A.P.I.V. 一三三三

標記に關しL.O.第五三八九號によつて申請したのに対し許可し來るもの

往信

太平洋沿岸石油精製工場に關する件

十一月十一日附のL.O.第五九五四號

司令部發九月二十七日附覺書に基いて十一月末日限り作業禁止された太平洋沿岸石油精製工場に於て期限後製品出荷に必要を附帯作業の實施及び創設的に實施してゐる諸作業の繼續並に各工場内の實驗室の繼續等に關し司令部の意圖を問合はす

皮革等臨時措置に關する件

十一月十二日附のL.O.第五九八二號

皮革等の統制に關する法令案を承認を得るため送附す

石油製品の配給機關に關する議案の件

- 第三 商工關係
- (一) 當週 國來信  
 A G 四七一、八六(一五)NOV四六) E S S / I N ( S G A P  
 I N 一三三八)
- (二) 横濱保土ヶ谷區川島町前越經濟研究所の生産許可の件  
 作を許可し來れるもの
- (三) 當週 國發信  
 日右尼ヶ崎工場所有鐵屑却に關する許可申請の件  
 印刷局よりの舊陸軍省の土地建物の一部使用に關する許可申請  
 の件(東京神奈川軍政中隊宛)
- (四) 海岸要塞砲處理に關する報告提出の件(第八頁司令部宛)  
 十一月二十一日附 C L O 第六二九號
- (五) 沈殿銅の拂下げに關する件  
 十一月二十一日附 C L O 第六一八二號

0424

- 十一月十二日附 C L O 第五九八〇號  
 標記に關する十月二十五日附司令部發覺書第四項に基く資  
 料を提出す
- (四) 肥料に關する半月報(十月後半期)提出の件  
 十一月十三日附 C L O 第六〇〇三號
- (五) 宮中祭服用絹製品解除方申請の件  
 十一月十四日附 C L O 第六〇三四號
- (六) 皇室衣料用及宮中祭服用絹織物解除申請の件  
 十一月十四日附 C L O 第六〇三五號
- (七) 石炭生産旬報提出の件(十一月第一旬分)  
 十一月十五日附 C L O 第六〇五九號
- (八) 白石鶴見工場の器材轉送許可申請の件  
 十一月十六日附 C L O 第六〇六九號
- (九) 工業火藥製造に使用する目的を以つて F、M、I 返還申請の  
 件(第八頁司令部宛)  
 十一月十六日附 C L O 第六一六號

0423

一、通商 第四 森 林 關 係

一、十一月十八日付 A P O 三四三  
木材のマニラ向輸出の件

二、十一月二十一日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
鹿兒島港より一八〇萬ポンドフイットの積出しは左記の  
やうに変更する

三、十一月二十一日付 A G 四三二 B B / P O (B O A P I N I 二  
上海より日本向味増積出の件 (本週報第二、一の位参照)

四、十一月二十二日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
輸入粉ミルクの放出方の件 (本週報第二、一の位参照)

五、十一月二十五日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
日本向糧秣品到着通知方の件 (本週報第二、一の位参照)

0426

一、十一月二十二日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
米軍階級章試作用生糸の解除に関する件

二、十一月二十二日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
工業用火薬の製造能力報告の件

三、十一月二十二日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
菊川鋳工場より報告の件

四、十一月二十二日付 A G 四三〇 B B / F T (B O A P I N I 二  
警察消防官吏用ネクタイ製造用絹織物の解除に関する件

0425





目を生産してゐた工場を氏需を産に轉換するには一定の形式  
 によつて第八軍の許可を去してゐるが本指令によつて右の規定  
 を全部廢止して轉換許可は特に賠償に指定された工場及び本  
 覺書に於て聯合軍總司令部が指令する如き他の企業若は産業  
 に就いてのみ必要である事を規定せるものである

以下指令の内容

0432

阿麻交總網解除の件  
 四四一三二一NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN四六  
 四四一三二一NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN四六  
 標記に關し十月二十四日附O.L.五六一〇四號を以て申請し  
 たの對し本書に於て許可す

南極地捕鯨用網解除申請の件  
 五五二三三三NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN二六  
 五五二三三三NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN二六  
 標記に關し十月二十四日附O.L.第五六一〇五を以て申  
 請したの對し五を許可す

内 陸の對し五を特別總網の解除申請の件  
 五五二三三三NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN二六  
 五五二三三三NOV四六(ESS/EPD)SOAPPEN二六  
 標記に關し十一月七日附O.L.五九一八〇號を以て解除方  
 申請したの對し本書によつて許可す

内 工場轉換及再轉換許可に關する件  
 五五二〇四二二NOV四六(ESS/IN)SOAPPEN一三  
 五五二〇四二二NOV四六(ESS/IN)SOAPPEN一三  
 從來昨年九月二十二日附指令第三號第三B及び十二月八  
 日附の指令によつて指令第三號第四によつて禁止せられた品

0431





二 當 週 問 往 信

一 羊 毛 消 費 量 報 告 の 件 ( 十 月 分 )

二 出 用 絹 織 物 稟 荷 報 告 の 件

三 四 月 二 十 五 日 付 S C A P I N 九 〇 一 號 に お い て 指 示 さ れ た

四 肥 料 二 十 七 日 付 の 件 ( 十 一 月 上 半 期 分 )

五 警 察 消 防 官 吏 用 ネ ク タ イ 製 造 用 絹 織 物 の 解 除 に 關 する 件

六 本 件 に 關 する 十 一 日 付 の 件 ( 十 二 月 二 日 付 の 件 )

七 石 炭 生 産 旬 報 の 件 ( 十 一 月 第 二 旬 分 )

八 絹 糸 の 解 除 申 請 の 件

九 太 平 洋 岸 の 石 油 精 製 所 生 産 報 告 訂 正 の 件

十 本 件 に 關 する 十 一 月 九 日 付 の 件

0436

(7) 賠 償 指 定 工 場 に 關 し 轉 換 及 再 轉 換 の 申 請 を 除 き 休 管 管 理

に 關 する 事 項 に つ き 本 覺 書 を も つ て 以 前 の 諸 覺 書 の 訂 正 管 理

を 行 っ た 指 示 ま た は そ れ に 基 き 規 定 さ れ

た る 権 限 の 委 託 と 解 して は な ら ぬ

0435

RE'-0005

0223

第四 農林關係  
 (一) 當週 十一月二十三日 A G 八〇〇、二一七 N R (S O A P I N 二二六)

(二) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(三) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(四) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(五) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(六) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(七) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(八) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(九) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

(十) 十一月二十六日 A G 四三六 E S S P C (S C A P I N 二六)

その後の確報による訂正表を提出す

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)

十一月三十日付 G L O 第六六〇號 (第八軍宛)



第三 商工關係

一 當週問來信

(一) 輸出用見本製造用絹の解除申請の件  
A G 四二三(三) D E C 四六(一) E S S / T D (S C A P I N  
二七一〇 I A)

(二) 標記の件に關し十一月七日附 C L 〇 第五九一五號を以つて  
申請したのに對し本書を以つて許可し來る

(三) 宮内省用絹布解除申請の件  
A G 四二三(五) D E C 四六(一) E S S / T D (S C A P I N  
二七三九 I A)

(四) 標記に關し十一月十四日附第六〇三五號を以て申請したの  
に對し本書を以つて許可し來る

二 往信

(一) 絹織物検査報告書送附の件(第二週及び第七週分)  
十二月三日附 C L 〇 第六三九七號

(二) 特殊物件處理状況報告に關する件(八月末日現在第六回分)  
十二月五日附 C L 〇 第六四五〇號

(三) 石炭生産旬報送附の件(十一月第三旬分)  
十二月五日附 C L 〇 第六二四七號

(四) 十月分帝海延用重油使用実績報告の件

(五) 朝鮮人衣服用絹織物の解除に關する件  
十二月五日附 C L 〇 第六四六二號

(六) 絹織物の解除に關する件  
十二月五日附 C L 〇 第六四五四號

(七) 海外引揚者に配給する補夜具の配給に關する件  
十二月六日附 C L 〇 第六四七二號

(八) 積出見本製作用絹織物の解除に關する件  
十二月六日附 C L 〇 第六四八四號

三 持記事項

(一) 指令發出手續の件  
十一月十八日司令部織維課より意の通申請を受けた  
今般司令部察謀方面に於て日本政府に對する指令發出手續  
を一部改定する事に決定した應右に依れば

(二) Policy making  
來通り C. L. O. を通じ正式 Director を發出し之に對す  
る報告等も C. L. O. を通じて受領する

(三) 但し時をとりて之を爲前記重要事項乃至既に決定した事項  
の實際運籌乃至補足等の爲要する指令は政府當該省の責任  
者を呼出し何月何日附口頭指令として傳達すると同時に英

第三 商工關係

一 當週問來信

(一) 輸出用見本製造用絹の解除申請の件  
A G 四二三(三) D E C 四六(一) E S S / T D (S C A P I N  
二七一〇 I A)

(二) 標記の件に關し十一月七日附 C L 〇 第五九一五號を以つて  
申請したのに對し本書を以つて許可し來る

(三) 宮内省用絹布解除申請の件  
A G 四二三(五) D E C 四六(一) E S S / T D (S C A P I N  
二七三九 I A)

(四) 標記に關し十一月十四日附第六〇三五號を以て申請したの  
に對し本書を以つて許可し來る

二 往信

(一) 絹織物検査報告書送附の件(第二週及び第七週分)  
十二月三日附 C L 〇 第六三九七號

(二) 特殊物件處理状況報告に關する件(八月末日現在第六回分)  
十二月五日附 C L 〇 第六四五〇號

(三) 石炭生産旬報送附の件(十一月第三旬分)  
十二月五日附 C L 〇 第六二四七號

(四) 十月分帝海延用重油使用実績報告の件

(五) 朝鮮人衣服用絹織物の解除に關する件  
十二月五日附 C L 〇 第六四六二號

(六) 絹織物の解除に關する件  
十二月五日附 C L 〇 第六四五四號

(七) 海外引揚者に配給する補夜具の配給に關する件  
十二月六日附 C L 〇 第六四七二號

(八) 積出見本製作用絹織物の解除に關する件  
十二月六日附 C L 〇 第六四八四號

三 持記事項

(一) 指令發出手續の件  
十一月十八日司令部織維課より意の通申請を受けた  
今般司令部察謀方面に於て日本政府に對する指令發出手續  
を一部改定する事に決定した應右に依れば

(二) Policy making  
來通り C. L. O. を通じ正式 Director を發出し之に對す  
る報告等も C. L. O. を通じて受領する

(三) 但し時をとりて之を爲前記重要事項乃至既に決定した事項  
の實際運籌乃至補足等の爲要する指令は政府當該省の責任  
者を呼出し何月何日附口頭指令として傳達すると同時に英

十一月十八日於司令部織維課  
 織維關係配給統制方法に關する會議の件  
 出席者 司令部織維課 ウエツソン氏、ランツァムール大尉  
 日 本 部 織 維 課 鈴木織維局長、鈴木輪出局長、油谷衣料  
 課長、織維協會代表二名、蠶絲局係官、  
 C、L、O、本村  
 ウエツソン氏より、近く經濟安定本部は重要物資配給統制方法を  
 根本的に刷新する趣旨を以て安定本部令第一號とも稱すべき  
 規則を發出するが本規則は織維の生産、配布に重大なる影響  
 があるから司令部側として詳細に検討中であるが近く右法  
 律と織維品統制との關係に付織維課長テイト少佐が新聞記者  
 會見を行ひ見解を發表する豫定である。  
 本日日本橋關係者を招集したのは右新聞發表の趣旨を事前  
 にコンフィデンシャルにお傳へし第一新聞記者が歪曲された  
 りして誤解したり指導方針を誤まつたりする事のなき様懇談  
 したかつた次第である。勿論之を司令部指令として申傳へる  
 のではなく唯當該織維課としての方向を話して解して頂きたい  
 と前置きして「新統制方式の織維産業に對する適用の件」

文のメモを手交する此の場合從來見られた議の正式メモを手交する此  
 じた書と非ず等看取し經視する事を許さずC、L、Oとを通同一致  
 した書と當然同一双葉あるものと「併されたし」

(イ) 以上述べた所を以て、本協会の組織は、  
 (1) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (2) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (3) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (4) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (5) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (6) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (7) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (8) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (9) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (10) 協会の組織は、本協会の組織は、

(イ) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (1) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (2) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (3) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (4) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (5) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (6) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (7) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (8) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (9) 協会の組織は、本協会の組織は、  
 (10) 協会の組織は、本協会の組織は、

第四 農林關係  
一 當週 閣來信

(一) 十二月二日 附 A G 五六〇 D P C / T P (S O A P I N 二七五〇 I A)

「朝鮮漁船の件」  
十八隻の朝鮮漁船の使用を直ちに禁止し返還の指令ある迄

(二) 十二月三日 附 O 六〇 W S S / E I  
「營農資金の金融の件」  
容月二十日附本件〇申請について意見を旨指令し來りたるもの。

(三) 十二月五日 附 A G 四二五 E S S / F D (S O A P I N 二七一〇 I A)

「輸出見本の生糸解除方申請の件」  
十一月七日附標記鈴木氏よりの自生糸リリース申請に對する許可の指令

(四) 十二月六日 附 O I J L 四一三 S O A P I N  
「許可せられる漁船の區域外の航行の件」  
本件はさきに十一月二十九日附で遺難船の喪失許可方を申請したる處許可はされず

請したる處許可はされず  
十一月二十九日附で遺難船の喪失許可方を申請したる處許可はされず

(一) 尙本日の説明は参考資料として述べた次第であつて本説明を充分御検討の上意見が色々あらうと思はれるから書きもに於て當機維艱へ提出して貰ひたい  
す事は從來通差支ない譯である、但し生産者が其の生産品と織統だけに賣らねばならぬ事は無いし、又織統のストツク品は商工大臣の作成せる割當計畫に依つてのみ配給されねばならない事である  
（以上）

第三 商工關係  
六 當週問題來信

(一) 官内省用絹布の使用許可の件  
AG 四二二 (五) DEC 四六 (E) S S / T D (S) C A P I N I  
七三九 (A)

(二) 臨時物資需給調整法の下における統制方式の件  
AG 四〇〇 (一) DEC 四六 (E) S S / A C (S) C A P I N I  
一三九 (四)

- 1. 本營書により左記要旨の指示あり
- 2. 日本政府は産業界より配給統制の権限を取り上げること
- 3. 資材並びに製品の配給統制を指定された個人會社或は
- 4. 團體によつて一手指上げ及び販賣の方法によつて行ふこ
- 5. とは排除されねばならぬ
- 6. 日本政府は司令部に對し政府の配給團體による配給機
- 7. 能の實施計畫を提出すること、この團體の目的は通常の
- 8. 配給ルートによる適正な配給が達成されない場合に必要
- 9. な配給機能を実施することである
- 10. 司令部の許可なくして安定本部は臨時物資需給調整法

0450

往信

(一) 十二月四日附の五〇第六四一八號

現在保管中のA I D 規格電話約二六〇〇を配給計畫に  
從ひ在留外國人に即時放出申請せるもの。

(二) 食糧輸入日課は十二月七日附をもつて第一七號を發行

(三) 貿易物資輸送會議は十二月四日開催

週報配布先 終遠各部隊、外務省各部署、大藏、商工、農林、實  
務各省廳、物資廳、保安本部、横濱税關、内閣

聯合軍において既に十分の搜索をなした以上効果をきよものと  
考へられるから許否することの同意。  
十二月六日附 AG 四三〇 E S S / T (S) C A P I N I 二七四  
七 (A)

左の通り食糧船積の到着通報の件  
十二月十一日 名古屋 撤小麥 八四四〇 L/T  
十二月十三日 清水 撤小麥 八四四〇 L/T  
十二月十日 横濱 撤小麥 八一三〇

0449



往信  
 (一) 沈澱銅の拂下申請書提出に關する件  
 (二) ハヤト用生糸の解除の件  
 (三) 太平洋沿岸石油精製所の状況報告の件  
 (四) 官及び消防夫用ネクタイ製作用絹解除の件  
 (五) 特殊製法による絹織物の製造許可に關する件  
 (六) 輸出絹織物生糸の解除に關する件  
 (七) 絹製品検査報告の件  
 (八) 舊海軍の敷設した海底電線の返還申請についで  
 (九) 石炭生産旬報の件  
 (十) 絹糸の輸出見本用生糸の解除に關する件

0452

に基き機關の指定を行つてはならぬ  
 二、項三項に基き設定され若しくは指定される機關或は  
 團體の役員及び職員はその機關或は指定される機關下には  
 若しくは企業材の生産或は配給に従事する如何なる會  
 社若しくは企業材の主或は職員たること又は如何なる利  
 害關係をも有してはならぬ  
 日本政府は本覺書の日附より十日以内の本指令に一致  
 した重要製品及び資材の統制に關する省令五部を提出す  
 ること

0451

一 第四項の聯合軍總司令部が指示す可き會社並に産業とは今後司令部より指示するものであつて現在如何なる産業であるか判明してゐない

ニ 第五項に關して

イ、許可申請は提出前當該省においてイ)及ロ)項に就き審議され度い地方官廳ではイ)及ロ)項に關する全般的審議が出来ないから是非中央官廳で審議する事が必要である

ロ、提出先は聯合軍總司令部へ直接二部提出し寫を一部地方軍政部へ送附の事

三 第五項のロ)の末尾記載の事項に關しては聯合軍需要の生産のため賠償設備の使用申請はイ)項の基準によつてのみ審査する可きで進駐軍用だからとて無制限に申請を受け付けてはならないと云ふ趣旨である

四 六項の許可申請は六項の事項を審議するに必要な資料が必要である

五 それで業者からの申請は六項のイ)ロ)ハ)項に關する資料を記入した別紙の申請書を提出させイ)ハ)項に關しては日本政府の意見を別に添附して提出され度い

六 司令部の審査の規程としてハ)項の變更の範圍に關しては別段限度は無いが少きを可とする

十二月十六日附〇五〇第六六七四號

出 手持加工絹糸の解除申請の件

十二月十六日附〇五〇第六六八二號

出 小巾絹織物の解除申請に關する件

十二月十六日附〇五〇第六六七八號

出 工業用火薬及び加工品の製造及び使用許可申請(昭和二十二年度分)

十二月十七日附〇五〇第六七〇四號

出 絹布の検査報告の件

十二月十八日附〇五〇第六七二〇號

三 特記事項

工場の変更及び再轉換に關する十一月二十二日附の指令に關し疑問の點を司令部に質問せる所左の回答を得た



(一) 當週問來信

一、絹織糸の解除申請の件  
 A G 四二二二 (一八 D E O 四六) E S S T D (S O A E I  
 N 二八二二二 A)  
 本件に關する十一月二十九日附 G L O 第六二九四號に對  
 し八〇〇・五七〇ポンドの絹織糸を九月四日附 G L O 第四  
 四六二號によつて提出した配給表に蓋き配給するためこ  
 れを解除方通知  
 二、生糸解除の件  
 A G 四二二三 (一三 D E O 四六) E S S T D (S O A P I N  
 二七七八 I A)  
 白色生糸二〇八俵を米軍中央購買事務所に解除方指令  
 三、沈澱銅の解除の件  
 A G 四一〇二 (一三 D E O 四六) O P G E P (S O A  
 P I N 二七七四 I A)  
 本件に關し十一月二十一日附 G L O 第六一八二號をもつ  
 て解除申請したのに對する許可  
 四、絹布の解除の件  
 A G 四二二三 (一六 D E O 四六) E S S T D (S A P I N  
 二七九八 I A)

六、尙轉換のため労働者の新規採用は行はない事  
 九項の肥料に關して既に許可された工場以外の工場は肥料生産  
 に従事出来ない尙肥料の生産に使用されぬ工場で他に轉換せん  
 とする場合は若し賠償に指定されておれば許可を要するし指定  
 されていない場合は許可を要しない

第四、農林關係

一 當週問來信  
 十二月十二日附 AG 四三〇 E S S / F T ( S C A P I N 二七  
 六七 I A )  
 「日本向食糧の到着報告の件」  
 左記船貨の到達通知あり  
 (1) 十二月九日 横濱 菓子 三七一 二七四 ボンド  
 (2) 十二月十一日 砂糖 三〇三 トンド  
 (3) 十二月十七日  
 (4) 十二月十八日  
 (二) 十二月十三日附 C N J / A 四一 / P E R / 一八〇 ( C O  
 M N A V J A 發 )  
 「前海軍所屬の一等輸送艦を一時的に捕鯨母船に使用方申  
 請の件」  
 要求に対し拒否の回報  
 十二月十四日附 A G 四三〇 E S S / F T ( S C A P I N 二七  
 九三 I A )  
 「日本向食糧積出の到着通報の件」  
 左の通り食糧船貨の通報あり  
 十二月二十日 神戸 食料

0458

英國軍東京地區軍要求に基き一〇〇ヤードの絹布解除方指  
 示  
 五 海岸築城の處分計畫の件  
 A e 三八六 (三) M a i F E  
 本件に關する O L O 六二九號をもつて第八軍に申請した  
 のに對する許可  
 六 太平洋岸石油精製業の件  
 A e 〇四 (一) D H 〇四六 (五) S S I N ( S Q A E  
 N 一四〇四 )  
 太平洋岸石油工場の操業を十一月末日限り中止すべしと  
 の九月二十七日附 S o A P I N 一二三六號覺書に對し當方  
 より製油工場にて副業的に行ひ居りたるグリノス油製品  
 ホマド、靴墨等の製造を繼續操業方要請したのに對する  
 拒否通知  
 (一) 往信  
 一 輸出用洋傘製造用絹織物の解除に關する件  
 十二月二十日附 O L O 第六七六六號  
 二 神宮儀式用絹織物の解除に關する件  
 十二月二十日 O L O 第六七六八號  
 三 肥料生産用として瀧川化學工業の設備使用申請の件  
 十二月二十三日附 O L O 第六八一六號

0457

(四) 十二月十三日附CLO第六六一號  
 「蘭領東印度における農業に関する報告の件」  
 十一月十二日附軍情報局よりのメモ第一項要求に基く報  
 告書の提出  
 懸案事項其他重要事項  
 (一) 食糧輸入日報は十二月十四日を以て第二十三號を發行  
 (二) 貿易物資輸送懇談會は十二月十一日開催  
 週報配布先  
 終連各部課、外務省各部局課、大藏、商工、農林、貿易各  
 省廳、物價廳、安定本部、橫濱税關、内閣

(一) 往信  
 「十二月九日附CLO第六五一號  
 輸入繼詰A、E、F、H規格總量一八八八三ニセ砵を配  
 給計畫書に從ひ即時放出許可方の申請  
 「十二月九日附CLO第六五二號  
 南洋捕鯨隊出漁の爲の燃油放出方申請の件」  
 本件はさきに十一月二日附指令に基き燃油の供給をうけ  
 た捕鯨船隊中第一日新丸及び天丸はその航海の結果燃油  
 の不足が豫見せられるので更に燃油一千砵放出の上サンデ  
 イエゴ丸に積込輸送方配意願ひたい。  
 (三) 「十二月十日附CLO第六五四〇號  
 「バナナの輸入現情に鑑み極力砂糖の輸入について御盡力を  
 願ふと共に一般甘味の補給一助としてバナナ或は乾燥バナ  
 ナの輸入方取計はれた旨懇請  
 (四) 「十二月十一日附CLO第六五八二號  
 「日本肥料會社に關する報告の件」  
 十一月二十七日S.C.A.P.メモ第二項要求に基く報告書提  
 出

二 往信

懸案事項其の他重要事項  
 一 食糧輸入日報は十二月二十一日附を以て第二一號發行  
 二 貿易物食糧送總談會は十二月十八日開催

0462

第四 農林關係

一 當週間來信  
 十二月十八日附四六三、七〇D (SOAPIN 二八二〇一A)

一 南水洋捕鯨遠征實施の爲石油製品の輸入の件  
 本件はさきの十一月九日附を以て今同の南水洋出漁の爲の追加燃油の放出方申請したる處之を容認して六、二八〇バレルの海軍特殊燃料油をサン、テイエコ丸に積載することを認める旨通報  
 十二月十九日附 A G 四三〇 B S S / F O (SOAPIN 二八三三二一A)

一 輸入罐詰と菓子ノレリスの件  
 輸入罐詰一、三三二二M / T 及菓子五五五M / T を政府の配給計畫書に從ひ放出する旨の通知  
 但し菓子製造の爲に使用してはならぬ。  
 十二月二十一日附 A G 四三〇 B S S / F T (SOAPIN 二八六二二一A)

一 日本同食糧積出到着通報の件  
 左の通り食糧船貨の到着通知あり  
 アドミラル、スミス號 十二月十六日横濱  
 食糧一九七七L / T

0461